



# 佐賀県「食」と「農」の振興計画

「稼げる農業」と「魅力あふれる農村」の  
実現を目指して

2015



平成27年11月  
佐賀県

## 目 次

第1章	
計画の策定にあたって	1
第2章	
食料・農業・農村を取り巻く情勢	2
第3章	
計画の目指す姿	6
第4章	
施策の展開方向	7
I 稼げる農業の確立	
1 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大	
(1) 国内市場での一層の有利販売と新たなマーケットの開拓	8
(2) 県産農産物の輸出拡大	10
(3) 6次産業化の取組推進	12
2 マーケットインによる競争力のある農産物づくり	
(1) 佐賀の強みを生かした優れた農産物づくり	
①野菜	14
②果樹	16
③特産	
i 茶	18
ii 葉たばこ	20
④花き	21
⑤畜産	22
⑥米・麦・大豆	24
(2) 安全・安心な農産物の生産システムの推進	26
(3) 新品種・新技術の開発・普及	28
3 次世代の担い手の確保・育成	
(1) 意欲ある新規就農者の確保	30
(2) 経営力のある担い手の育成	32

4	農業生産を支える生産基盤づくり	
(1)	農地の効率的な利用による優良農地の確保・集積	34
(2)	生産基盤の整備と維持保全	36
(3)	農地等の防災・保全	38
II	さが農村の魅力アップ	
5	さが農村の魅力アップ	
(1)	さが農村の磨き上げ	40
(2)	快適で安全・安心な農村づくり	42
(3)	中山間地域農業対策の推進	44
(4)	有害鳥獣被害対策の推進	46
第5章	イノベーションを巻き起こす佐賀農業の新たな展開	48
	“農の夢”応援プロジェクト	49
	園芸農業における革新的技術等の開発・普及	50
	「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の促進	51
	日本一の“水田フル活用”の推進	52
	“さが農村の磨き上げ” 農村ビジネスの創出	53
第6章	地域特性を活かした地域農業の展開方向	
1	佐賀中部地域（佐賀市、多久市、小城市）	54
2	東部地域（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）	56
3	唐津・東松浦地域（唐津市、玄海町）	58
4	伊万里・西松浦地域（伊万里市、有田町）	60
5	杵藤地域（武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町）	62
	参考指標等	
1	農業構造の予測	64
2	農業生産の目標	65
3	食料自給率	67
	参考資料	
	さかの食と農を盛んにする県民条例	68

## 1 背景

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例」(H17年4月施行)に基づき、平成23年11月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画2011」を策定し、農業・農村の振興を図ってきたところです。
- 計画策定後4年を経過する中、大きく変化している農業・農村を取り巻く情勢等に的確に対応していく必要があることから、その計画を見直し、新たに「佐賀県『食』と『農』の振興計画2015」を策定しました。

## 2 計画の性格

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例」第27条に基づき知事が定める、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けています。
- 農業者の方々や農業団体、市町においては、農業・農村の振興に向けた取組の共通の指針として積極的に活用していただくとともに、県民の皆様には、生活者として農業・農村の振興に対する理解を深めていただき、一層の協力・協働を期待するものです。

## 3 計画の期間

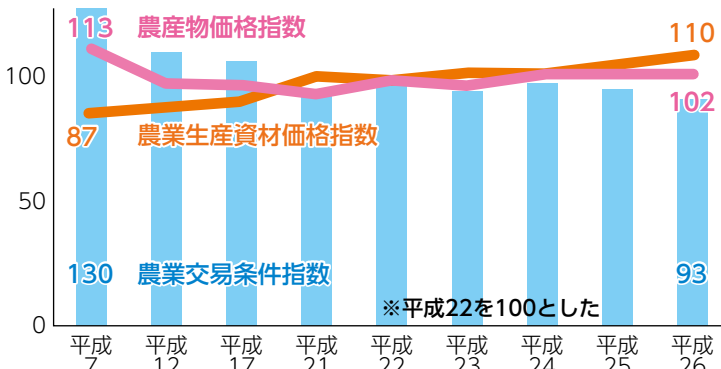
- 平成27年度から10年程度を見通した計画とし、施策の効果を検証するために、平成30年度に中間目標、平成36年度に最終目標を設定します。
- 情勢変化等に的確に対応し、効果的かつ効率的に施策を展開するため、おおむね5年ごとに見直しを行います。

# 第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

## (1) 農業・農村の主な情勢

### ① 農業所得の伸び悩み

農産物価格は下げ止まっていますが、生産資材の値上がりが続いていることなどから、農業所得は減少傾向にあり、農業経営は厳しい状況となっています。



※農産物価格指数  
米や野菜、果実など農家が生産した農産物120品目の販売価格(消費税含む)から出荷、販売に要した経費(消費税含む)を控除した価格を指数化したもの。

※農業生産資材価格指数  
肥料や光熱動力など農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材136品目の小売価格(消費税含む)を指数化したもの。

※農業交易条件指数  
農産物と農業生産資材の相対価格関係の変化を示すものとして使用されており、農業生産資材価格指数に対する農産物価格指数の比率として算定する。

図1 農産物価格指数、農業生産資材価格指数、農業交易条件指数の推移  
資料：農林水産省「農業物価統計」

### ② 農業従事者の高齢化や減少

本県の基幹的農業者の高齢化と減少が続いています。近い将来、高齢農業者の大量リタイアが見込まれるなど、担い手の急速な減少により、農業用施設等の適切な保全・管理への対応が課題となっています。

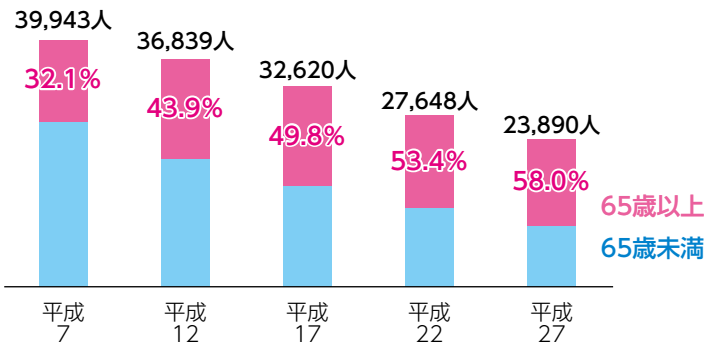


図2 佐賀県の基幹的農業従事者数の推移  
資料：農林水産省「農林業センサス」

### ③ 国の農業政策の見直し

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を推進するため、農地中間管理機構の制度化や米政策の見直し、日本型直接支払の創設など、農業政策の改革が打ち出されました。
- 平成22年3月に策定された「食料・農業農村基本計画」を見直し、平成27年3月に新たな計画が策定されました。

## (2) 農業・農村を取り巻く主な経済・社会の情勢

### ①人口減少社会への本格突入

全国の人口は、2030年には、116,618千人となり、2010年（128,057千人）と比較して9%減少すると予測されています。本県の人口についても、2040年には680千人となり、2010年と比較し20%減少すると予測されています。人口減少に伴い国内食品市場の縮小が懸念されています。

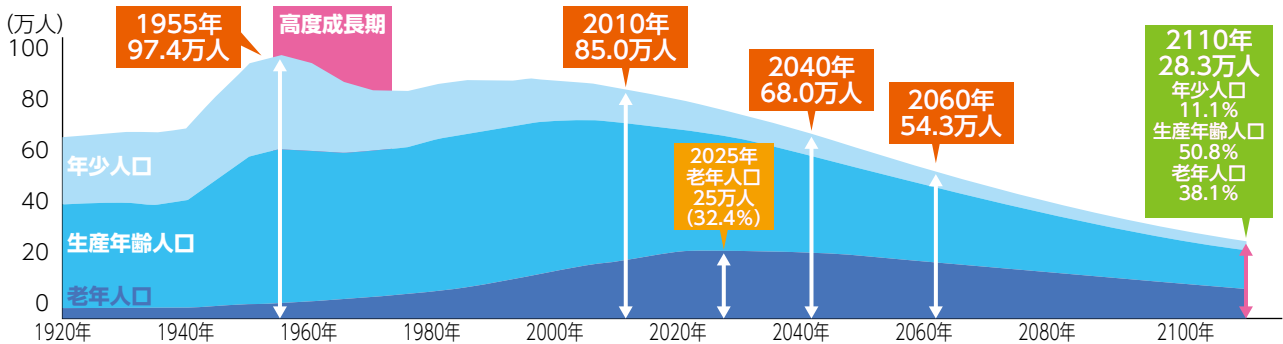


図1 佐賀県の人口動向と将来の推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年(H25年)3月推計)」

(注) 2041年以降は、国立社会保障・人口問題研究所公表資料を基に佐賀県独自試算。

### ②消費者ニーズの変化

社会構造や人々のライフスタイル等の変化を反映し、加工食品や総菜、少量サイズの商品などのニーズが高まってきています。また、食品産業は、一般的に低価格で数量や品質の安定した原料を求めています。こうしたニーズに十分対応できていないこともあり、加工・業務用へ仕向けられる国産農産物の割合は年々低下する傾向にあります。

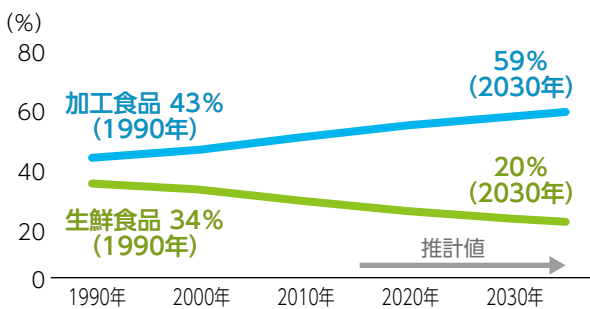


図2 食料支出における生鮮食品と加工食品の割合

資料：農林水産省「人口減少局面における食料消費の将来推計」

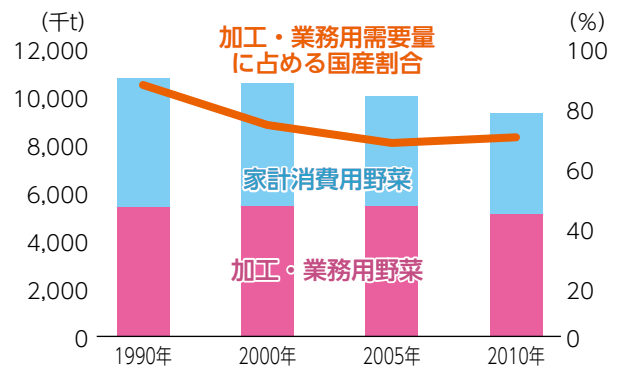


図3 加工・業務用野菜、家計消費用野菜の国内仕向量の推移及び加工・業務用需要量に占める国産割合

資料：農林水産省「野菜をめぐる情勢」

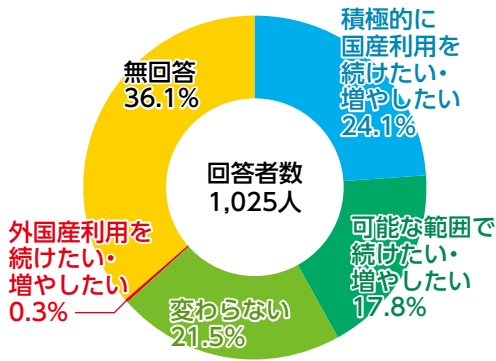


図4 食品製造業や外食事業者の今後の国産野菜の取扱いの意向  
資料：農林水産省「加工・業務用野菜をめぐる状況」

### ③世界の食料需給をめぐる環境変化

新興国の経済成長、所得水準の向上が継続しており、世界の食料や飼料、エネルギー等の需要の増大が見込まれています。また、農業生産に関わる地球環境問題も、今後一層進行すると予測されています。他方、中国やインド、アセアン諸国のアジア諸国では、経済成長により中間層が増加しており、これらの国々での食関連市場の拡大が見込まれ、輸出への期待が高まっています。

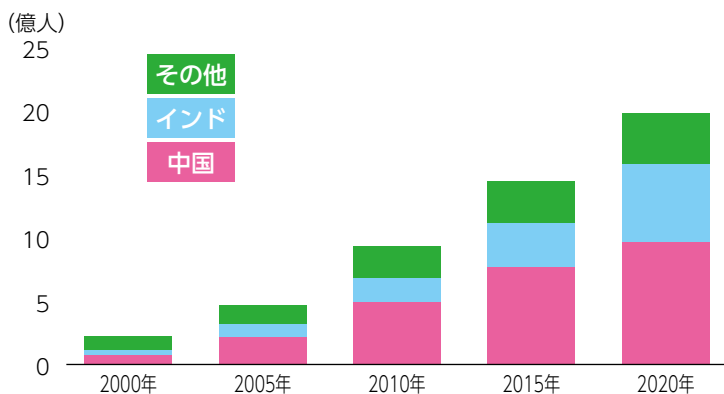


図5 アジアの中間層の推移  
資料：経済産業省「通商白書」  
※アジアの中間層

中国・香港・台湾・韓国・インド・インドネシア・タイ・ベトナム・シンガポール・マレーシア・フィリピンの世帯年間可処分所得が5,000ドル以上35,000ドル未満の所得層。

### ④国際経済連携に向けた動きの進展

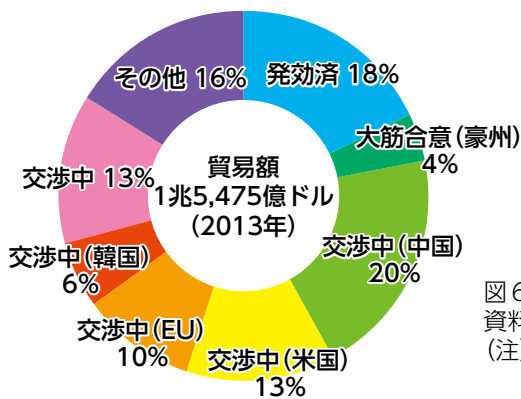


図6 日本のFTAカバー率  
資料：経済産業省「通商白書」  
(注)小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

## ⑤佐賀県農業の特長

### 整備された生産基盤の活用

本県の耕地面積の約8割を占める水田については、平成25年度までに全水田面積の約81%でほ場整備が完了し、水田の汎用化が進んだことにより、麦、たまねぎ、大豆等を組み合わせた生産振興が図られ、耕地利用率は全国トップの131.3%（H26年）となっています。

### 全国に誇れる佐賀の農産物

本県では、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然条件や、意欲ある農業者の創意工夫と高い技術により、全国に誇れる農産物が生産されています。



アスパラガス10a当たり収量(H26年産)  
ハウスみかん生産量(H26年産)  
ハウス幸水なし作付面積(H26年産)  
二条大麦生産量(H26年産)

**全国1位**



「うれしの茶」全国茶品評会5年連続農林水産大臣賞(H25年度)  
「佐賀牛」大阪中央卸売市場への出荷頭数1位(H26年度)



たまねぎ生産量(H26年産)  
大豆10a当たり収量(H25年産)

**全国2位**



「さがびより」  
米の食味ランキング  
(H26年産)

**5年連続  
特A評価**

### 地域の特性に応じた多彩な農業が展開

#### 平坦部

- 米や大豆に麦やたまねぎを組み合わせた水田農業
- いちごやアスパラガスなどの施設園芸

#### 山間・山麓部

- みかんやなしなどの露地・ハウス栽培や茶
- 平坦部と比較して冷涼な気候を活かしたほうれんそうや花きなどの園芸農業

#### 地域の絆

施設・機械の共同利用や、農業用水路やポンプ、農道などの農業用施設の維持管理の共同作業、米・麦・大豆の経営を一体的に行う集落営農の取組など、農業生産だけでなく、くらし・生活の場面においても地域のまとまりや地域に住む人々の強い絆が残っています。

#### 上場地域などの畑作地域

- ハウスみかんやいちごなどの施設園芸
- 畜産
- 葉たばこ、たまねぎなどの園芸農業

#### 各地域

- 農産物直売所での直接販売や付加価値を高める農産加工



# 第3章 計画の目指す姿

農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、将来にわたり農業・農村を持続的に発展させていくためには、連綿と受け継がれてきたすばらしい農産物を「つくる」技術や創意工夫は大事にしながら、さらに「売る」ことや所得を上げる取組に力を入れ、担い手の方々が夢と希望を持って経営に取り組めるようにしていく必要があります。

また、農業生産はもとより、人々の生活基盤でもある農村地域については、今後の我が国の人口減少社会の進展を踏まえると、農村の魅力を高め、交流人口を増やしていくことなどがこれまで以上に求められてきています。

このようなことから、今後の農業・農村の振興に当たっては、農業者の方々をはじめ、県民の皆さんや市町、農業団体等関係団体などと一体となって、佐賀の農産物や農業・農村の磨き上げに取り組み、

**「農業の担い手が夢と希望を持って働き、稼げる農業を実践している。  
また、人の交流が盛んで、魅力あふれる農村になっている。」**

ことを目指します。



第1章 計画の策定にあたって

第2章 食料 農業 農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

1 県産産物の販路の拡大

2 マーケットインによる競争のある農産物づくり

3 次世代の担い手の確保育成

4 農業生産を支える生産基盤づくり

5 さが農村の魅力アップ

第5章 佐賀農業の新たな展開

第6章 地域特性を活かした地域農業の展開方向

参考指標等

参考資料

施策の展開方向	推進項目
<b>I 稼げる農業の確立</b> <b>【農業の振興】</b>	<b>「販売(うること)」の磨き上げ</b> 1 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大 (1) 国内市場での一層の有利販売と新たなマーケットの開拓 (2) 県産農産物の輸出拡大 (3) 6次産業化の取組推進 
	<b>「生産(つくること)」の磨き上げ</b> 2 マーケットインによる競争力のある農産物づくり (1) 佐賀の強みを生かした優れた農産物づくり (2) 安全・安心な農産物の生産システムの推進 (3) 新品種・新技術の開発・普及 
	<b>「経営」「人づくり」の磨き上げ</b> 3 次世代の担い手の確保・育成 (1) 意欲ある新規就農者の確保 (2) 経営力のある担い手の育成 
	<b>「基盤」の磨き上げ</b> 4 農業生産を支える生産基盤づくり (1) 農地の効率的な利用による優良農地の確保・集積 (2) 生産基盤の整備と維持保全 (3) 農地等の防災・保全 
<b>II さが農村の魅力アップ</b> <b>【農村の振興】</b> 5 さが農村の魅力アップ	<b>「農村」の磨き上げ</b> (1) さが農村の磨き上げ (2) 快適で安全・安心な農村づくり (3) 中山間地域農業対策の推進 (4) 有害鳥獣被害対策の推進 

第1章 計画の策定にあたって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

2 マーケットインによる競争力のある農産物づくり

3 次世代の担い手の確保・育成

4 農業生産を支える生産基盤づくり

5 さが農村の魅力アップ

第5章 プレインを巻き起す協働の新たな展開

第6章 地域特性を活かした地域農業の展開方向

参考指標等

参考資料

## I 稼げる農業の確立

### 1 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大

#### (1) 国内市場での一層の有利販売と新たなマーケットの開拓

##### 【現状】

- 県産農産物の多くは、首都圏や関西圏、福岡都市圏など大都市圏を中心に主に生鮮品として出荷され、「佐賀牛」や「さがほのか」、ハウスみかんなどは市場で一定の評価を受け、ブランド品目に育ってきています。
- 少子化による人口減少や高齢化に伴い国内市場は縮小が想定される中、国内外の産地間競争が激化しています。
- 単独世帯の増加や女性の社会進出の進行など社会構造の変化に伴い、「家庭での調理を要しない加工食品や総菜」、「少量サイズの商品」、「ネット販売による食品購入」などの動きが進んできています。
- 県産農産物が加工食品等に十分に活用されていない状況です。

##### 【課題】

- 県産農産物の一層の有利販売につながる取組を進めていく必要があります。
- 人口や経済などが集中している大都市圏への対応や、社会構造の変化に伴う消費者の食に対するニーズの変化や多様化への対応が必要です。

##### 【展開方向】

- 市場で一定の評価を得ている農産物について、さらなる有利販売につながるよう、ブランドイメージを高める取組を進めます。
- 主要な消費地である大都市圏を中心に販路の拡大を図ります。
- 加工食品等における県産農産物の活用の促進を図ります。

##### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
東京市場における和牛の市場平均単価に対する県産和牛単価の割合	107%	112%	115%
東京市場におけるいちごの市場平均単価に対する県産いちご単価の割合	99%	104%	108%

## 【主な具体的取組】

### 県産農産物のブランドイメージの向上

- ブランドイメージを高めるための高級イメージを有するホテルやレストラン、百貨店での佐賀県フェアやトップセールスなど効果的なプロモーション活動の実施
- 百貨店等のギフト商材として採用されるよう提案活動の実施
- 県開発の新品種の認知度を高めるための戦略的な広報活動の展開
- テレビや新聞等のマスメディア、ICTなどを活用した広報活動の実施
- 消費者から選ばれる県産品のブランド展開の方策の検討、展開

### 大都市圏等での販路拡大

- 量販店や専門店等における試食宣伝などの販売促進活動の展開
- ホテル・レストラン等への県産食材の提案など営業活動の実施
- インターネット取引や共同購入等の非店舗販売や業務・加工用など新たな需要に対応するための商談機会の創出
- 意欲ある生産者の販路開拓を支援するための商談会の開催
- 県外における流通販売の推進体制の強化に向けた、県産品販売支援センター（仮称）の設置<H28.11追加>

### 加工食品等への県産農産物の活用推進

- 食品加工業者のニーズの生産現場へのフィードバックと必要な供給体制の検討
- 県内食品加工業の実態調査と課題の把握及び解決に向けた検討



Jリーグ公式戦での県産品PR



大都市圏の量販店における販促活動

## (2) 県産農産物の輸出拡大

### 【現状】

- 高齢化や人口減少に伴い国内市場は縮小傾向にある一方、東アジアをはじめ海外には有望な市場が多く存在しています。また、二国間の検疫協議などの進展により、国産和牛等の輸出対象国が広がりをみせています。
- 「佐賀牛」が香港などでは高級和牛としての地位を確立する一方で、国は2020年までに輸出額を1兆円にすることを目標に、オールジャパンの体制での輸出の取組を推進しています。

### 【課題】

- 海外の有望な市場を開拓するためには、現地のニーズに合わせた取組が必要です。輸出に取り組む生産者等が時機を逸することなく、ビジネスチャンスをつかむことができるよう取り組む必要があります。
- 香港などにおいては、「佐賀牛」等の産地ブランドによる展開を継続する一方で、新たな品目や仕向地については、国が進めるオールジャパンの動きにも呼応しながら取組を進める必要があります。

### 【展開方向】

- 生産者等の輸出機運の醸成を図ります。
- 輸出環境の整備や支援の強化に取り組めます。
- 信頼できる輸出ルート構築に取り組めます。
- 輸出を取り巻く状況に対し、適切に対応します。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
主要品目別の輸出量等 <sup>(※)</sup> 牛肉 (出荷頭数に占める輸出頭数の割合)	3.9%	7.0%	10.0%
主要品目別の輸出量等 <sup>(※)</sup> 青果物(輸出量)	11.4 t	20.0 t	30.0 t
事業者等の輸出に係る取組件数 <sup>(※)</sup>	85件	125件	155件
県産品を取扱う海外輸入業者数 <sup>(※)</sup>	24社	36社	48社

※主要品目別の輸出量等  
県輸出促進協議会事業実績等、県で把握可能な数値に限る。  
※事業者等の輸出に係る取組件数、県産品を取扱う海外輸入業者数  
農産物以外の加工食品等を取扱う事業者等、海外輸入業者を含む。

## 【主な具体的取組】

### 輸出機運の醸成

- J E T R O等と連携した農産物輸出促進に関するセミナーの開催や輸出関連情報の提供
- 輸出先国のニーズ把握や県産品取扱業者等との意見交換を目的とした、生産者等の海外フェア参加、取扱店訪問の推進
- 関係機関と連携した巡回訪問や相談対応など、生産者等の輸出への取組に対する密度の高い支援の実施

### 輸出環境整備及び支援の強化

- 佐賀県食肉センター再整備などにおける輸出先国が設定した基準等への適合化の推進
- 国や関係機関と連携した海外における地域商標等の知的財産の保護強化
- 海外における流通販売の推進体制の強化に向けた、県産品販売支援センター（仮称）の設置<H28.11追加>
- 輸出促進に向けた支援メニューの整備等

### 信頼できる輸出ルート構築

- 国やJ E T R O等と連携した海外市場や輸出入規制等に関する情報の把握
- 海外事務所や関係機関等と連携した、海外市場調査や輸出に係るキーパーソンの発掘
- 国内外の見本市出展や商談会の開催による新たなビジネスパートナーの発掘
- 海外の輸入卸業者等の招へいによる、産地視察や県産品P R
- 出荷から輸出入通関、現地販売等までの商流の構築

### 輸出を取り巻く状況に対する適切な対応

- 海外事務所や関係業者等と連携した輸出先国における販売促進活動の企画・実施
- 既に商流を構築している国・品目に関する、海外事務所等と連携した営業活動やプロモーションの実施
- 新たに輸出を始める国・品目に関する、国が設ける品目別輸出団体と連携したジャパンブランドでのP R活動の実施



シンガポールでの「佐賀牛」プロモーション



タイのバイヤーによるいちご産地の視察

## (3) 6次産業化の取組推進

### 【現状】

- 県産農産物の価値を高め、新たな販路開拓にもつながる6次産業化や農商工連携については、佐賀6次産業化サポートセンターと連携した支援を行っています。
- 県内での6次産業化や農商工連携の取組は増加傾向にあるものの、プロダクトアウトによる商品開発が多く、大きなビジネスにつながっていない状況です。
- 一方、野菜の加工業者や醸造メーカーなどの実需者からは、品質の高い県産農産物の安定した取引を求められています。

### 【課題】

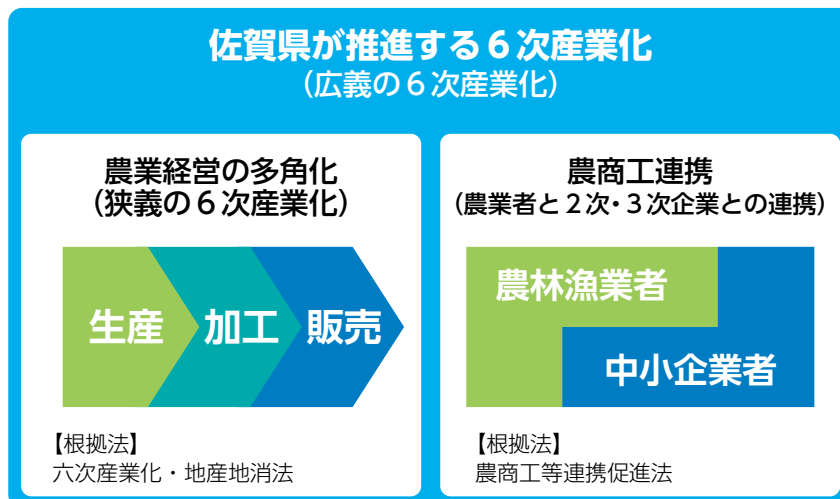
- 農業者等の多様なニーズや6次産業化の事業計画の熟度に応じたきめ細かな対応が必要です。
- 企業が持つ加工技術や流通・販売のノウハウを取り入れ、大きなビジネスにつなげることが必要です。
- 新たな実需者ニーズに対応する必要があります。

### 【展開方向】

- 農業経営の多角化に向けた取組を支援します。
- 農業者と2次・3次企業が連携して行う農商工連携の取組を推進します。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
6次産業化等による事業化件数	15件	22件	25件
総合化事業計画の認定件数(累計)	18件	62件	100件



佐賀県が推進する6次産業化の考え方

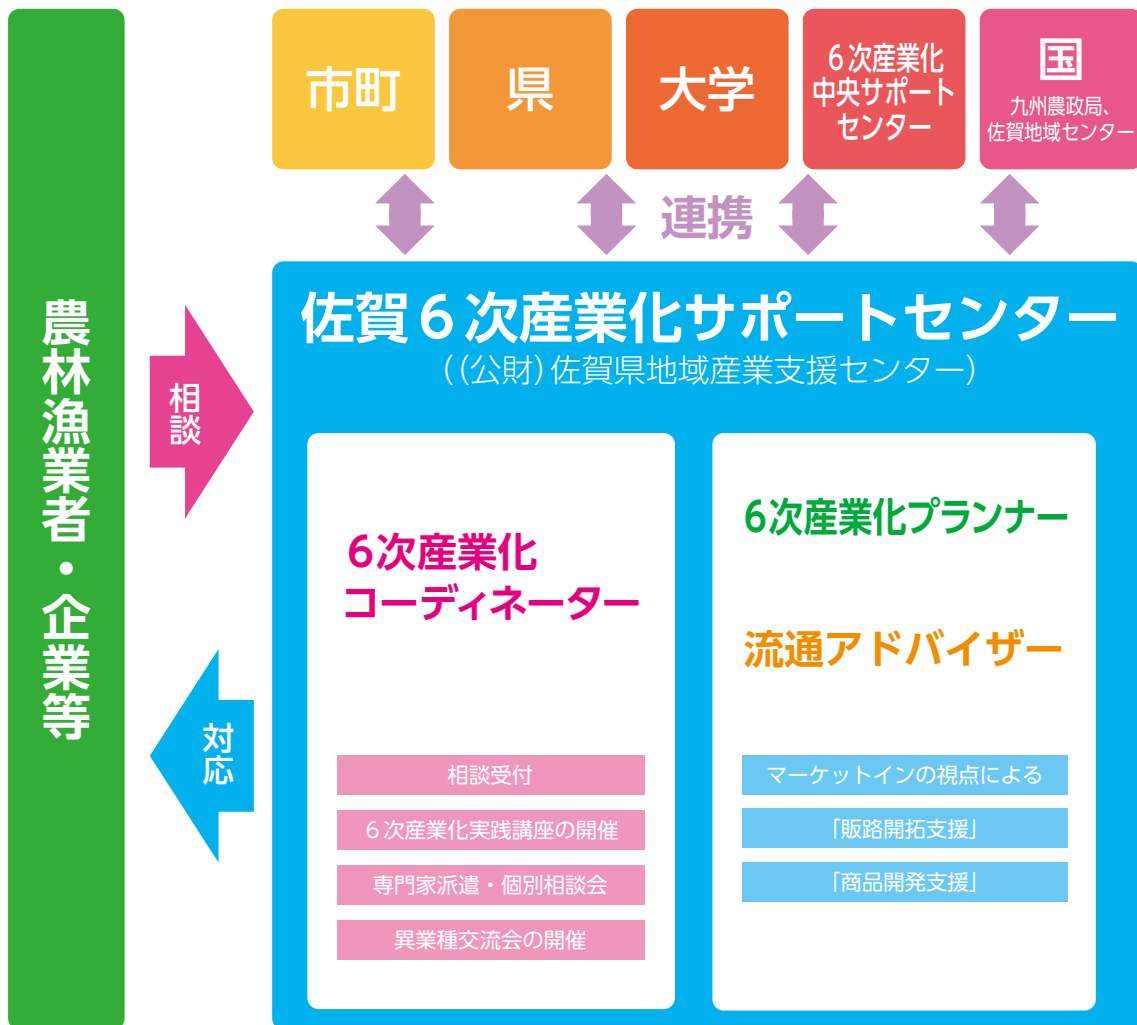
**【主な具体的取組】**

**農業者の経営の多角化に対する支援**

- 佐賀6次産業化サポートセンターのコーディネータによる相談対応や専門家（プランナー）派遣等による新商品の開発や販路拡大の推進
- マーケットインの視点や経営スキルを学ぶような6次産業化実践講座の開催
- 農業経営の多角化の取組に係る支援施策の実施
- 農業大学校、工業技術センター及び大学等による試作・加工・分析の支援
- 農業者・農業団体等による一次加工・二次加工の取組推進

**農業者と2次・3次企業が連携して行う農商工連携の推進**

- 農業者と商工業者等を対象とした交流会の開催によるマッチング創出
- 農商工連携や企業の6次産業参入に関する支援施策の実施



佐賀県の6次産業化の支援体制



## 2 マーケットインによる競争力のある農産物づくり

### (1) 佐賀の強みを生かした優れた農産物づくり

#### ① 野菜

##### 【現状】

- 本県の野菜の農業産出額は353億円（H25）で、県全体の農業産出額の約3割を占める重要な部門です。
- たまねぎ、アスパラガス、れんこんなどについては、全国有数の産地を形成しています。
- 本県が育成したいちごの品種「さがほのか」は、他県でも作付けされており、全国で2番目に多い品種となっています。
- 燃油やハウス部材、肥料など生産資材の高止まり等によるコスト増により、農業所得率は低下しています。
- 担い手の減少や高齢化により、産地の縮小、活力の低下などが懸念されています。
- 本県産は生鮮出荷中心となっており、加工・業務用需要を念頭においた生産は、ほとんどありません。

##### 【課題】

- 農家経営の収益性を高める必要があります。
- 産地活性化のため、次世代の担い手を早急に育成する必要があります。
- 年々増加している加工・業務用需要や多彩な野菜へのニーズに適切に対応していく必要があります。

##### 【展開方向】

- 所得向上に向けて、飛躍的な収量・品質の向上や低コスト化を推進します。
- 地域を支える雇用型経営体や規模拡大を目指す農家を育成します。
- 加工・業務用野菜の作付を拡大するとともに、多彩な野菜づくりを推進します。

##### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
いちごの10アール当たり収量	3,955kg	4,500kg	5,000kg
加工・業務用野菜の新規作付面積 (平成27年産以降)	—	150ha	300ha

## 【主な具体的取組】

### 飛躍的な収量・品質の向上や低コスト化の推進

- 試験研究機関におけるICTを駆使したいちごの統合環境制御システム<sup>(※)</sup>の開発
- 現場ほ場におけるきゅうりやいちごなどの統合環境制御システムの実証・普及
- 消費者に支持され、農家の所得向上につながる高品質ないちごの新品種の開発・普及
- 施設栽培における脱石油・省石油機械・装置の導入推進
- 露地野菜の機械化一貫体系の普及促進
- 集出荷施設の再編整備等による効率的な集出荷体制の確立

### 雇用型経営体や規模拡大を目指す農家の育成

- いちごパッケージセンターの整備や露地野菜の作業受託組織の育成などによる基幹作業の分業化の推進
- 地域が主体となったトレーニングファーム等を活用した就農者等の確保・育成
- 集落営農組織における露地野菜の導入

### 加工・業務用野菜の作付拡大や多彩な野菜づくりの推進

- 機械化一貫体系の普及促進や排水対策など生産安定技術の導入推進
- 加工・業務用野菜の作業受託システムの構築、必要な機械等の導入推進
- 加工適正に優れた品種の導入推進
- 集落営農組織など加工・業務用野菜の新たな担い手の育成
- 加工・業務用野菜の販路開拓
- 消費者ニーズを踏まえた佐賀県ならではの新品目の導入推進
- 園芸特産物の商品力（デザイン力）の向上



いちごパッケージセンター



たまねぎの大型収穫機

※統合環境制御システム

植物の光合成などに最適なハウス内環境にするため、ハウス内の温度や日射量、炭酸ガス濃度などを測定し、暖房機や、換気扇、遮光装置などを統合的に自動制御するシステム。

## ② 果樹

### 【現状】

- 中山間地域を中心に、露地みかん、中晩生かんきつ、なし、ぶどう等の地域特性に応じた産地が形成されています。
- みかんの農業産出額は110億円（H25）で、県内の品目別農業産出額では3番目となっています。
- ハウスみかんは26年間全国トップの栽培面積と生産量を誇っています。
- 資材費の高騰や果実価格の低迷などにより、収益性が低下しています。
- 高齢化や後継者不足により、生産者や栽培面積は減少しています。

### 【課題】

- 競争力のある果樹産地を構築する必要があります。
- 担い手の経営体質の強化や産地を支える新たな担い手の確保を推進する必要があります。

### 【展開方向】

- みかんのブランド率の向上など果実の高品質化や、低コスト化を推進します。
- 効率的な生産が可能となる産地体制の整備を推進します。
- 大規模経営体の育成や集落営農組織等の新たな担い手の確保を推進します。
- 果実の新たな需要開拓を進めます。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
高品質みかん「さが美人」 <sup>(※)</sup> 等の生産割合	23.0%	33.0%	37.0%

※「さが美人」

シートマルチ栽培されたみかんを光センサー選果機で選別し、糖度については、10月は11度以上、11月は12度以上、12月以降は13度以上、クエン酸については、出荷期間を通じて1%以下といった基準をクリアした、JAさが県下統一ブランドみかんの名称。

## 【主な具体的取組】

### 果実の高品質化や低コスト化の推進

- 根域制限栽培<sup>(※)</sup>や巻き上げマルチ栽培<sup>(※)</sup>などの高品質果実生産技術の導入推進
- 優良品種への改植や収益性の高い品目への転換の推進
- 省エネ装置、施設や省力機械、技術等の導入による低コスト化対策の推進
- 消費者ニーズに即した本県独自品種の開発・普及

### 効率的な産地体制の整備

- 集出荷施設の再編統合や機能向上の取組推進
- 基盤整備と連携した担い手への園地集積の推進
- 収穫作業の支援組織の育成など労働力調整の仕組みづくり

### 大規模経営体の育成や新たな担い手の確保

- 雇用型経営体の育成
- 根域制限栽培技術を活用した水田（集落営農組織等）への果樹の導入推進

### 果実の新たな需要開拓

- 海外の販路開拓及び輸出の拡大
- 県産果実の契約販売等の取組の推進
- 消費者ニーズを踏まえた果実加工の取組の推進

※根域制限栽培

不織布や防根シートで制限された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質向上を図る栽培方法。

※マルチ栽培

主に露地みかんで普及している栽培法。雨水の侵入を遮断する透湿性のシートを樹の根元一面に敷いて土壌を適度に乾燥させ、水分ストレスをかけることで、果実糖度の上昇が期待できる。また、シートが太陽光線を反射させることで、果実の着色促進や害虫の忌避効果なども認められる。



温州みかん根域制限栽培



なしジョイント栽培

③ 特産 i 茶

【現状】

- 「うれしの茶」は、蒸し製玉緑茶<sup>(※)</sup>や釜炒り茶<sup>(※)</sup>など特徴あるお茶の銘柄として知られており、中山間地域における重要な地域特産物となっています。
- 生産者の減少や高齢化により栽培面積が減少しています。
- 嗜好性の高い品目であり生活様式の変化等により需要が減少する中、荒茶<sup>(※)</sup>価格が長期にわたり低迷しています。
- 荒茶価格の低下や肥料等生産資材の高騰により、生産農家の収益性は低下しています。

【課題】

- 「うれしの茶」の特徴を最大限に活かしながら、一層の高品質化等により生産農家の所得向上を図る必要があります。
- 経営感覚に優れた次世代の担い手を育成する必要があります。
- 新たな需要の拡大に取り組む必要があります。

【展開方向】

- 消費者から求められる高品質な茶の生産を推進します。
- 収益性の高い効率的なお茶経営を推進します。
- 「うれしの茶」の新たな商品づくりや需要開拓に取り組みます。

【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
一番茶販売単価の全国平均比	80%	100%	105%

※蒸し製玉緑茶

生葉を蒸して加工した後にまっすぐ整える工程(精揉)がないため、茶葉はグリッと丸い形をしている。若く柔らかい芽(みる芽)を摘み取って製茶されることから、さわやかな香りとコクのあるうま味が特徴のお茶。

※釜炒り茶

鉄製の釜で茶葉を炒って仕上げた丸い形で、釜香と呼ばれる独特の香ばしい香りが特徴のお茶。

※荒茶

茶葉(生葉)を蒸熟、揉み操作、乾燥等の加工処理を行い製造したもので、仕上げ茶として再製する以前のもの。



お茶の栽培の様子

## 【主な具体的取組】

### 高品質なお茶づくりの推進

- 消費者ニーズの高いかぶせ茶<sup>(※)</sup>の取組拡大の推進
- 高品質な釜炒り茶の生産拡大の推進
- 和紅茶や粉末茶等消費者の多様なニーズに対応した新たな商品づくりの推進
- 生葉状態に応じた的確な製茶技術の徹底による荒茶及び仕上げ茶<sup>(※)</sup>生産の推進
- 計画的な改植による茶園の若返りや優良品種への転換促進

### 収益性の高いお茶経営の推進

- 茶園の改良や省力機械の導入等による効率的な生産環境の整備
- 担い手への茶園の利用集積の推進
- 生産から製茶・販売までの一貫経営を行う農家の育成

### 「うれしの茶」の需要拡大

- 「うれしの茶」愛飲につながる活動の推進
- 製菓や健康食品など業務用需要への対応など新たな販路の開拓
- 海外への販路開拓及び輸出の拡大

※かぶせ茶

一番茶の摘採期前に1～2週間にわたって、化学繊維、よしず、むしろ等で簡易な遮光をした茶園より摘採した茶葉で製造したお茶。

※仕上げ茶

荒茶を乾燥、選別等の仕上げ加工したもの。

③ 特産 ii 葉たばこ

【現状】

- 上場地域を中心に栽培されており、畑作農業の発展を図っていく上で重要な作物となっています。
- 一戸当たりの生産面積は全国2位と大きく、担い手の経営の柱となっています。
- 異常気象や連作等により品質や収量が不安定となっています。
- 健康に関する意識の高まりや喫煙規制等の社会情勢が大きく変化しており、需要が減少しています。

【課題】

- 高品質な葉たばこの生産安定等により生産農家の所得向上を図る必要があります。

【展開方向】

- 情勢の変化に的確に対応しながら、信頼性のある高品質な葉たばこの安定生産等を推進し、担い手の経営体質の強化を図ります。

【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
葉たばこの10アール当たり収量	227kg	230kg	250kg

【主な具体的取組】

高品質な葉たばこの安定生産等による担い手の経営強化

- 適切な栽培管理の徹底による品質や収量の向上
- たい肥を活用した土づくりや排水対策の徹底等による安定生産
- 露地野菜等の導入による経営の複合化の推進



葉たばこの栽培の様子

## ④ 花き

### 【現状】

- キク、バラ、カーネーション等の切り花を中心に、シクラメン等の鉢もの、花壇用苗ものなど、多彩な品目が栽培されています。
- 平成25年の産出額は31億円であり、若い担い手による施設経営面積の拡大がみられる一方で、露地品目を中心に高齢化による作付面積の減少がみられます。
- 価格低迷、燃油価格の高騰などにより収益性が低下しています。
- 嗜好性の高い品目であり景気の低迷等により需要が減少する中、国内外の産地間競争が増大しています。

### 【課題】

- 高品質化等による他産地との差別化を図るとともに、低コスト化や経営規模拡大を進め、生産農家の収益性の向上を図る必要があります。
- 県産花きの販売促進や新たな需要を喚起する取組を強化する必要があります。

### 【展開方向】

- 消費者から選ばれる特色ある花づくりを推進します。
- 高品質化や低コスト化を進め、担い手の経営体質の強化を図ります。
- 消費者へのPR活動や教育現場での花育の実施などにより県産花きの需要拡大を図ります。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
主要花き(※)1戸当たりの施設栽培面積	34 a	37 a	40 a

※主要花きとは、キク、バラ、カーネーション、トルコキキョウ、ユリ

### 【主な具体的取組】

#### 消費者から選ばれる特色ある花づくりの推進

- 優良品種の導入及び県オリジナル品種の開発・普及
- 日持ち性を高める栽培管理の普及
- ホオズキやシンテッポウユリなど取り組みやすい品目の作付推進



バラの栽培の様子

#### 担い手の経営体質の強化

- 企業的な雇用型経営体の育成
- 環境制御等新技術の導入による高品質化の推進
- 脱エネ・省エネ機械・装置の導入による低コスト化の推進

#### 県産花きの需要拡大

- イベント等による県産花きのPRの実施
- 子どもの頃から花への関心を高めるための花の教室の実施



⑤ 畜産

【現状】

- 配合飼料価格の高止まりなどから生産コストが上昇し、畜産農家の経営を圧迫しています。
- 肉用牛については、飼養管理技術の改善等により、「佐賀牛」の生産が拡大していますが、その基礎となる肥育素牛の多くを県外に依存しています。
- 現在の食肉センターは輸出対応施設として認定されていないため、県産和牛の輸出に当たっては県外の食肉処理施設でと畜処理されています。
- 高病原性鳥インフルエンザ（H27年1月）、豚流行性下痢（H26年3～5月、H27年3月）が、県内で発生しました。

【課題】

- 畜産農家の経営安定に向けて、高品質化や生産性向上の取組を一層強化する必要があります。
- 全国的に肥育素牛の生産が減少していることから、県内の肥育素牛の生産拡大に取り組む必要があります。
- 国内の食肉需要の減少が見込まれることから、新たな海外市場への販路拡大に取り組む必要があります。
- 悪性の家畜伝染病を発生させないよう衛生管理を徹底し、万一発生した場合は、まん延を防止するための防疫措置を講じる必要があります。

【展開方向】

- 消費者・実需者が求める高品質な畜産物の生産を推進します。
- 生産コストの低減と生産性の向上を推進します。
- 肉用牛繁殖基盤の強化を推進します。
- 県産和牛の輸出拡大を促進します。
- 悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底します。



キャトルステーションでの子牛育成

【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
肥育素牛の県内自給率	23.9%	26.0%	30.0%
悪性の家畜伝染病の発生件数	1件	0件	0件

## 【主な具体的取組】

### 高品質な畜産物の生産

- 発育のより揃った高品質な肥育素牛を育成する  
新たな飼養管理技術の普及
- 肉質向上のための新たな飼養管理技術の普及
- 種雄牛の育成による家畜改良の推進
- 乳量・乳質の向上のための牛群検定<sup>(※)</sup>の推進



県産種雄牛「勝二」

### 低コスト・生産性向上の取組

- 肉用牛の短期肥育技術の確立・普及
- 自給飼料（飼料用米・WC S等も含む）の生産拡大と利用推進
- 暑熱対策など飼養環境の改善による生産性向上の取組推進

### 肉用牛繁殖基盤の強化

- 優良な繁殖雌牛の導入に対する支援
- 繁殖農家の規模拡大等に必要な施設整備に対する支援
- 肥育農家における繁殖雌牛を飼養する一貫経営の取組推進
- 新たなキャトルステーション<sup>(※)</sup>やブリーディングステーション<sup>(※)</sup>の整備推進

### 県産和牛の輸出促進

- E U等新たな海外市場への輸出や今後増加が見込まれる外国人観光客を視野に入れた輸出対応型食肉センターの整備推進
- H A C C Pを基本とした高度な衛生管理手法の導入支援

### 口蹄疫<sup>(※)</sup>、鳥インフルエンザ<sup>(※)</sup>など家畜伝染病防疫対策の強化

- 飼養衛生管理基準遵守の徹底
- 万が一の発生に備えた防疫演習の実施や全庁的な危機管理体制の整備

※牛群検定

検定員が、毎月、酪農家が飼養する乳牛の乳量や飼料給与状況、繁殖成績などのデータを集計・分析して、飼料給与や繁殖管理の改善指導を行うことで生産性の向上に役立つ仕組みのこと。

※キャトルステーション

農協等が繁殖農家で生産された子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を一括して育てるための施設。

※ブリーディングステーション

受胎率向上を図るため農協等が繁殖雌牛を預かり、人工授精、妊娠確認後農家へ返すための施設。

※口蹄疫

牛や豚等の偶蹄目に発生する家畜伝染病で、接触や空気感染によるウイルスの伝搬力がきわめて強い。発症すると多量のよだれや口内等への水泡症状等が出て、経済的価値が著しく低くなることから、伝染を防止するため殺処分が必要となる。

※鳥インフルエンザ

鶏や野鳥等に発症する家畜伝染病で、渡り鳥が大陸からウイルスを運んでくるのが原因と言われている。鶏で発症した場合、致死率が高いことから、伝染を防止するため殺処分が必要となる。

⑥ 米・麦・大豆

【現状】

- 本県では、ほ場や共同乾燥調製施設等の条件整備が進み、米、麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い農業が展開されています。農地の高度利用や機械・施設の有効利用により、水稻は全国トップクラスの低コスト生産を実現し、水田の耕地利用率は日本一を継続しています。
- 日本穀物検定協会が行う食味ランキングで「さがびより」が5年連続、「コシヒカリ」が2年連続で特A評価を獲得しています。
- 国では、平成30年産を目途に行政による米の生産数量目標の配分をなくすことなどを主な内容とする米政策の見直しが決定されました。このような中、米の需要の減少などにより、米価は下落しており、農家の経営は厳しくなっています。
- 平坦地域では、大規模農家や集落営農組織などの担い手に農地が集積され、農作業もほぼ集約されていますが、中山間地域では、農作業の受け皿となる組織の育成が進んでいない状況です。

【課題】

- 消費者や実需者が求める品質に優れた米・麦・大豆を安定的に生産していく必要があります。
- 平坦地域では担い手への農地の集積・集約、中山間地域では農作業の受け皿となる組織の育成が必要です。

【展開方向】

- 消費者・実需者<sup>(※)</sup>から選ばれる米・麦・大豆づくりを推進します。
- 担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立を推進します。

【成果目標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
「さがびより」の米の食味ランキングの評価	特A	特A	特A
米の生産費 <sup>(※)</sup> の府県順位(昇順)	5位(H25)	3位	1位
需要に応じた酒造好適米(「山田錦」)の生産 <sup>(※)</sup>	99.0%	100%	100%

※実需者

米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者。

※米の生産費

水稻を水田10アールで生産するのに要する経費。ここでは、物財費と労働費から副産物価額を差し引いた副産物価額差引生産費(支払地代、自作地地代等を含まない)を用いている。

※需要に応じた酒造好適米(「山田錦」)の生産

J Aの出荷計画数量/酒造組合からの要望数量×100

**【主な具体的取組】**

**消費者・実需者から選ばれる米・麦・大豆づくりの推進**

- 地域の特徴を活かしたこだわりや物語のある米づくりの推進
- 「さがびより」などの米の食味ランキング特A評価継続のための栽培技術の普及・定着
- 共同乾燥調製施設の再編や色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備
- 「さがびより」などの良食味米や製パン適性に優れた小麦など、消費者・実需者に選ばれる品種の導入や生産拡大、新品種の開発
- トレーサビリティ・システムやGAPの一層の取組拡大

**担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立**

- 市町、農業団体等との連携による地域の実情に応じた水田フル活用ビジョンの作成支援
- 水田をフル活用し、主食用米と、需要のある大豆、麦、飼料用米、酒造好適米等とを適切に組み合わせた生産の推進
- 水稻の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起播種技術等の導入の推進
- 安定生産のための天候不順等に的確に対応した栽培管理や病虫害防除の徹底の推進
- 大規模農家や集落営農組織への農地の集積・集約の推進
- 中山間地域での集落を単位とする機械利用組合や農作業受託組織の設立支援



「さがびより」の現地研修会



収穫期を迎えた二条大麦のほ場



大豆不耕起播種機による播種作業

## (2) 安全・安心な農産物の生産システムの推進

### 【現状】

- 農薬や動物用医薬品、飼料等の適正な使用と使用履歴の記帳の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システム<sup>(※)</sup>の実施、安全性を生産工程で管理するGAP<sup>(※)</sup>の取組の推進により、安全・安心な農畜産物の生産システムが浸透しつつあります。
- 平成23年度から平成26年度までの4ヶ年間で約1,400戸程度の農家が、新たに環境保全型農業<sup>(※)</sup>に取り組まれています。
- 有機栽培等による栽培は、慣行栽培と比べて、収量、品質が不安定となる傾向があります。

### 【課題】

- 県産農産物に対する消費者の信頼を一層高めていくためには、安全・安心な農産物の生産に今後とも取り組む必要があります。
- 環境保全型農業に取り組む農家の経営の安定を図る必要があります。

### 【展開方向】

- 農薬等の使用履歴記帳の徹底やGAPの取組拡大、環境保全型農業の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システムの確実な実施などにより、食の安全と消費者の信頼向上に努めます。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
農薬指導士数	614人	620人	620人
新たに環境保全型農業に取り組む農家 <sup>(※)</sup> 数	255戸	260戸	260戸

※トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品(農産物)に関する情報(例えば、農業散布履歴や添加物の使用状況など)を追求し、遡及できるシステムのこと。

※GAP(農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※環境保全型農業

土づくりを基本として、化学肥料と化学合成農薬の使用を低減し、環境への負荷を低減する農業をいう。

※環境保全型農業に取り組む農家

有機栽培や特別栽培に取り組む農家及びエコファーマー

## 【主な具体的取組】

### 農薬等の適正使用とGAPの取組拡大

- 農薬等の適正使用の徹底と生産者に対する指導、啓発、情報提供や指導者を対象とした研修会等の開催
- GAPの取組拡大に向けた啓発活動と将来的な輸出等を見据えたGLOBAL G.A.P.等高度なGAP認証の取得の啓発

### 環境保全型農業の取組の推進

- 環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の整備推進
- 化学合成農薬に代わる病害虫防除技術の開発・普及
- 収量や品質を確保するための栽培技術の確立
- 商談機会の創出などによる有機農産物<sup>(※)</sup>や特別栽培農産物<sup>(※)</sup>などの小口流通等の販路開拓に対する支援
- 消費者に対する環境保全型農業の啓発

### トレーサビリティ・システムの確実な実施

- 米におけるトレーサビリティ・システムの啓発活動や国と連携した巡回・立入調査の実施
- 牛肉におけるトレーサビリティ・システムの啓発活動等の実施

※有機農産物

有機農産物検査認証制度に基づき認定を受けた生産者等が行う、土づくりをしながら、播種又は植え付けの2年(果樹等では収穫前3年)以上前から化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本として栽培された農産物。

※特別栽培農産物

特別栽培農産物認証制度に基づき認証を受けた生産者等が行う、土づくりをしながら、農産物の栽培期間中、県内の一般的な栽培方法(いわゆる慣行栽培)に比べ、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を5割以下に低減して栽培された農産物。



農薬が適切に使用されているか確認するための農薬分析調査



消費者への環境保全型農業の啓発活動

### (3) 新品種・新技術の開発・普及

#### 【現状】

- 競争力を高める新品種・栽培技術の開発や、環境保全型・省資源型農業の推進を図るための技術開発に取り組んできました。
- その主な成果としては、
  - 冬どりタマネギ栽培技術、アスパラガスの連作障害回避技術の開発
  - 品質等が良く、収量が高い温州みかんの新品種「佐賀果試6号」の開発
  - 新型釜炒り茶製造装置の開発
  - 優良種雄牛「勝二」の作出
  - いちご、なす、アスパラガスの病害虫の総合防除体系の確立
 などであり、生産現場への普及が図られています。

#### 【課題】

- 生産現場が抱える生産・流通上のさまざまな課題等の解決につながる技術開発やその普及に、スピード感を持って取り組む必要があります。
- 地球温暖化の進行や、消費者の社会構造の変化に伴う食に対するニーズの変化や多様化への対応など、将来起こりうる課題に対し、的確に対応した技術開発やその普及を図る必要があります。

#### 【展開方向】

- 効果的・効率的な研究体制の下、生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術・新品種を開発を最優先に取り組み、その普及を進めます。
- 将来を見据え、中長期的な視点で取り組むべき研究開発についても、着実に推進します。



冬どりタマネギ栽培マニュアル



新品種の開発

## 【主な具体的取組】

### 生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術・新品種の開発

- 飛躍的な収量・品質の向上を実現する施設園芸の統合環境制御技術の確立
- 高収益な畑作営農システムの確立
- 高品質で収量の安定化・低コスト化につながる栽培・飼養管理技術の開発
- 自給飼料等を活用した畜産物生産モデルの確立
- 実需者との連携による強みのある新たな茶の商品開発
- 鳥獣特性に応じた効果的・効率的な被害防止技術の確立

### 中長期的な視点による研究開発の推進

- 消費者に支持され、農家の所得向上につながる新品種の開発
- 地球温暖化など環境の変化に対応した新品種や品質安定化技術の開発
- 産学官連携による、ICTを活用した農作業の効率化・負担軽減につながる新技術の開発
- 環境負荷を低減した持続性の高い生産技術の開発

### 効率的・効果的な試験研究の推進

- 他分野のノウハウや高度な研究知見の積極的な活用、専門性を活かした役割分担などを図るための試験研究機関の相互連携や産学官連携の推進
- 新品種や新技術の開発における生産者、現地機関との連携強化
- 新品種や新技術の開発に伴う積極的な知的財産権の取得
- 県民の視点に立った研究や、現場ニーズに即した研究成果の創出のための外部の専門家等による評価

### 開発した新品種・新技術の速やかな普及

- 研究成果の速やかな普及のための生産者、農業団体、普及組織との連携強化



環境測定装置



環境測定データ解析

施設栽培に応用  
(環境制御)





## 3 次世代の担い手の確保・育成

### (1) 意欲ある新規就農者の確保

#### 【現状】

- ここ数年、目標（年間140人）を上回る数の新規就農者が確保できています。
- 農業従事者の高齢化や減少が続いています。
- 品目によっては、産地規模の縮小が懸念されています。
- 農業分野以外からの農業参入を希望する相談事例も出てきています。

#### 【課題】

- 将来にわたって佐賀県農業を支える担い手の確保・育成が必要です。

#### 【展開方向】

- 幅広い就農ルートから意欲ある人材を確保します。
- 新規就農者の早期の経営安定を促進します。

#### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
新規就農者数	170人	180人	180人
モデル的なトレーニングファーム <sup>(※)</sup> を整備する地区(累計)	—	3地区	3地区
新たに育成する雇用型経営体	—	3経営体	3経営体

※トレーニングファーム

市町やJ A、生産部会など地域が主体となって、就農希望者の募集から研修、就農まで一体的に支援する担い手育成システム。

**【主な具体的取組】**

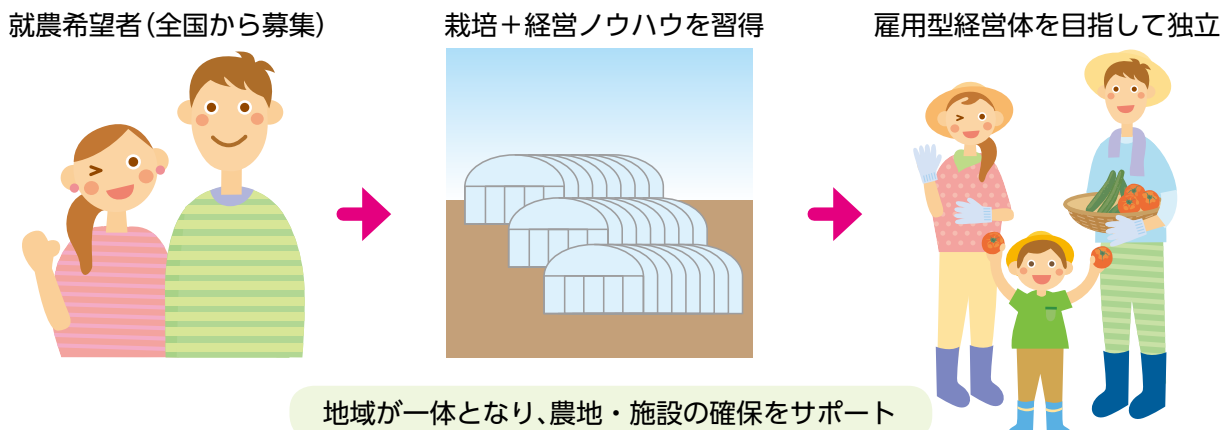
**幅広い就農ルートからの意欲ある人材の確保**

- 市町や農業団体、農業系高校等と連携した就農啓発活動や、就農希望者に対するきめ細かな就農相談活動の実施
- 青年就農給付金による就農支援
- 社会人を含め幅広い就農希望者に対する基礎的な講座や、栽培実習を中心とした実践的な講座の実施
- “農の夢”応援プロジェクトの展開
  - 地域が主体となったトレーニングファームのモデル整備に対する支援の実施
- 定年退職者や女性などの積極的な経営への参画促進

**新規就農者の定着支援**

- 経営開始に必要な機械・施設整備等に対する支援
- 青年就農給付金による経営安定支援
- 市町や農業団体と連携した生産技術・経営管理能力の向上支援
- 女性農業者の各種研修会等への参加促進
- 各種施策を活用した農業法人等への就農の促進

**地域が主体となったトレーニングファームのモデル整備の支援**



“農の夢”応援プロジェクト(地域が主体となったトレーニングファームのモデル整備)



将来の佐賀農業の担い手

## (2) 経営力のある担い手の育成

### 【現状】

- 地域農業を支えてきた農業従事者の高齢化が進み、担い手の減少が進んでいます。
- 平坦地域では、集落営農組織と大規模経営農家が水田面積の大部分を担う生産構造ができています。
- 中山間地域では、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しています。
- 経営発展に意欲がある農業者は、規模拡大、雇用型経営、新規品目の導入、多角化に取り組んでいます。

### 【課題】

- 集落営農組織については、継続的、安定的な経営体として育成する必要があります。
- 将来にわたって本県農業を支える農業者等の経営力を一層強化する必要があります。

### 【展開方向】

- これまでの組織の発展経過や地域の実情を踏まえた、集落営農組織の経営発展や法人化等を推進します。
- 高い経営力を持つ農業者等の育成を推進します。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
法人組織に移行する集落営農組織数 (H28.11修正)	62組織 (H27)	244組織	492組織
“農の夢”応援プロジェクトの スキルアップ研修修了者	—	20人	20人

## 【主な具体的取組】

### 集落営農組織の経営発展・法人化等の推進

- 集落営農組織の発展状況を把握する「ステップアップチェックシート」の取組などを活用した経営発展や法人化の推進（H28.11追加）
- 米麦共同乾燥調製施設を核とした広域的な集落営農組織の育成と法人化の推進
- 法人化した集落営農組織の運営安定に向けた支援
- 余剰労力を活用した新規品目の導入や多角化など経営発展の推進
- 中山間地域での機械利用組合や農作業受託組織の設立支援
- 地域内外からの多様な担い手の参入推進

### 高い経営力を持つ農業者等の育成

- “農の夢”応援プロジェクトの展開
  - 中央などで活躍する著名な講師を招いた先進的な目的別研修の実施
  - 地域が主体となったトレーニングファームのモデル整備を通じた雇用型経営体（※）の育成
- 経営の複合化・法人化・多角化など経営力強化の推進
- 女性農業者を対象にした全国研修会への派遣や交流会等の実施
- 農作業安全対策の推進

※雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体又は雇用を入れた農業経営を目指す経営体。



集落営農組織での話し合い



農事組合法人の設立

## 4 農業生産を支える生産基盤づくり

### (1) 農地の効率的な利用による優良農地の確保・集積

#### 【現状】

- 整備されたほ場を活かした効率的な土地利用が行われており、水田の耕地利用率は全国一高い143%（H25）となっています。（全国平均92.5%）
- 平坦地域では認定農業者の規模拡大や集落営農の組織化が進み、これら担い手への農地の集積が進んでいますが、多くの農地が分散しています。
- 中山間地域では農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しており、農地の集積が進んでいない状況です。
- 耕作放棄地<sup>(※)</sup>が増加しています。
- 農地面積が減少しています。

#### 【課題】

- 担い手のより効率的な生産体制を構築していく必要があります。
- 中山間地域の営農の継続と、担い手への農地の円滑な継承を進める必要があります。

#### 【展開方向】

- 農地の利用調整を図り、担い手へ農地の集積・集約を進めます。
- 中山間地域の担い手を育成・確保します。
- 国や市町との適切な役割分担の下、優良農地の確保に努めます。
- 耕作放棄地の発生防止と再生利用を推進します。

#### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
担い手への農地集積率	69.1%	73.8%	80.0%
水田の耕地利用率の全国順位	1位 (H25)	1位	1位

※耕作放棄地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

## 【主な具体的取組】

### 担い手への農地の集積・集約の推進

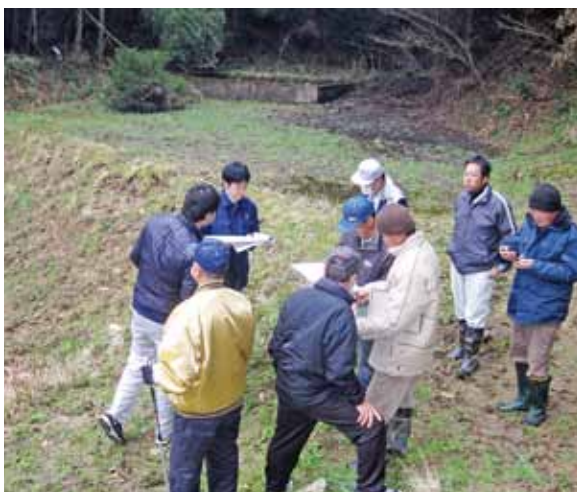
- 市町や農業委員会、農協等関係機関・団体との連携による、担い手へのあっせん活動等農地利用集積の推進
- 農地中間管理機構の積極的な活用
  - 重点区域の設置による機構の活用推進
  - 担い手への農地の利用集積の促進
  - 担い手間の農地の交換等による分散錯圃の解消
- 集落営農組織の法人化等による安定的な担い手の育成
- 農地の集約の推進
- 農地のフル活用の推進

### 中山間地域の担い手の育成・確保、農地集積や農作業の受委託の推進

- 中山間地域における農作業受託組織等の育成
- 新規就農者など多様な担い手の確保
- 農地中間管理機構等を活用した担い手への農地集積

### 優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止・再生利用の推進

- 農業委員会による農地パトロールや農地相談活動の強化
- 耕作放棄地再生緊急対策の活用推進
- 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用



農業委員会による農地パトロール

## (2) 生産基盤の整備と維持保全

### 【現状】

- 安定的な農業用水の確保が可能となった地域が広がりつつありますが、まだ、用水が不足している地域があります。
- 農業生産性の低い農地が残っており、効率的で安定的な農業経営が出来ない地域があります。
- 土地改良事業で造成した農業水利施設が老朽化等により機能低下をきたし、維持管理に係る労力や経費が増加しつつあります。
- 農村地域の水路、農道等の農業施設が老朽化し、機能低下が生じています。

### 【課題】

- 農業用水の不足する地域があるため、引き続き対策工事の実施が必要です。
- 農作物の生産性の向上に資する農業生産基盤の整備が必要です。
- 老朽化した農業水利施設の整備・補修が必要です。
- 水路、農道等を適切に維持・更新していく必要があります。

### 【展開方向】

- 農業用水の安定的な確保を推進します。
- 農作物の生産性の向上に資する農地の整備を推進します。
- 農業水利施設の機能を効率的に保全するため、施設の長寿命化<sup>(※)</sup>に向けた対策を推進します。
- 末端の老朽化した水路、農道等の適切な維持・管理を推進します。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
安定的な農業用水の確保が困難な農地(現在、国・県営かんがい排水事業実施地区の総受益面積)のうち、農業用水の配水が可能となる面積の割合	22% (332ha)	60% (901ha)	100% (1,504ha)
県営ほ場整備事業により、現在事業実施中及び今後実施予定地区の整備済み面積の割合	0% (0ha)	57% (117ha)	100% (205ha)
維持・補修等の対策が必要と判断された(機能保全計画策定済みの)農業水利施設のうち、整備が完了する施設の割合	4% (1施設)	42% (10施設)	100% (24施設)

※長寿命化

施設の機能診断に基づき、早めの補修・補強等の機能保全対策を実施することで、施設の寿命を延ばすこと。

**【主な具体的取組】**

**農業用水の安定的な確保の推進**

- 農業用水の確保に必要な用水路、揚水機場など農業水利施設の整備

**農業生産性向上に資する農地の整備の推進**

- 農地集積に必要な農地の区画整理や、水田の汎用化のための暗渠排水等の整備
- 法面崩壊により機能低下した農業用排水路の整備
- 生産基盤整備に係る農家負担の軽減

**農業水利施設の機能を効率的に保全するための、施設の長寿命化対策の推進**

- 機能診断に基づく、農業用のダム、用排水路、揚水機場、排水機場などの農業水利施設の整備・補修

**農業用施設の適正な維持・管理の推進**

- 多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみの取組等による、老朽化した水路や農道等の施設の長寿命化対策の実施
- 市町や土地改良区が行う農業水利施設の管理体制の確立支援



佐賀西部高域揚水機場 (吐水槽)



補修後のゲート



ほ場整備実施中の農地



地域住民による農道の舗装



### (3) 農地等の防災・保全

#### 【現状】

- 佐賀平野のクリーク（農業用排水路）には、農業用水の貯水や送水、地域の排水などのほかに、降雨を一時的に貯留する洪水調整機能も有していますが、農村地域の開発など土地利用の変化に伴う洪水量の増加により法面の崩壊が進行し、その機能が著しく低下しています。
- 佐賀及び白石平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障をきたしています。

#### 【課題】

- 農地や農業用排水路等の農業用施設が有する本来の機能を復旧する必要があります。

#### 【展開方向】

- 安定した農業生産や、施設園芸農作物等の新たな導入が可能となるように、クリークの防災機能の保全や、地盤沈下対策を推進します。

#### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
クリークの防災機能を保全するため護岸整備された延長の割合	60.3% (905km)	76% (1,140km)	100% (1,500km)
用排水施設の整備により保全される農用地面積の割合	91.5% (14,213ha)	95.2% (14,782ha)	100% (15,535ha)

**【主な具体的取組】**

**クリークの防災機能の保全**

- クリークが有する洪水調整機能を回復し、急激な水位変動に耐えるような護岸整備の実施

**地盤沈下対策の推進**

- 機能が低下している用水路や用排水路などの農業用施設の整備及び機能の復旧の推進
- 湛水を未然に防止するための排水機場、排水樋門、排水路など基幹的排水施設の整備

**クリークの防災機能の保全**



法面が崩落し、洪水調整機能が低下



急激な水位変動にも耐える護岸に整備

**地盤沈下対策の推進**



地盤沈下により用水路の機能が低下



用水路の機能が復旧

## Ⅱ さが農村の魅力アップ

### 5 さが農村の魅力アップ

#### (1) さが農村の磨き上げ

##### 【現状】

- 県内の農村部では、高品質で多彩な農産物の生産や加工品づくりが行われています。また、それらを求めて農村部にある農産物直売所等には多数の消費者が訪れています。
- 県では、生産者と消費者との絆を深めるため、平成18年度から、農業団体やCSO等と連携して“食と農”の絆づくりプロジェクトを実施し、食農学習<sup>(※)</sup>や地産地消<sup>(※)</sup>、都市農村交流<sup>(※)</sup>を推進してきました。こうした中で、県内の農村部では、学校や病院等での地産地消や、農産物直売所等を活用したグリーン・ツーリズム<sup>(※)</sup>の取組等が増えてきています。
- 県内の農村部では、農産物直売所や農家レストラン、観光・体験農園、農家民宿、新たな特産物づくりなど農村ビジネスへの取組が増えてきていますが、まだ農村部の魅力が十分に磨き上げられるまでには至っていません。また、佐賀の農業や農村の魅力を十分に消費者に伝えきれていません。

##### 【課題】

- 佐賀の農村の魅力を磨き上げるとともに、交流人口を増やしていく必要があります。
- 佐賀の農業や農村の魅力を消費者に伝えて、ファンづくりを行う必要があります。
- 農村の磨き上げには、高品質な農産物の生産や地域の担い手といった基礎づくりが必要です。

##### 【展開方向】

- 農村ビジネスの創出やグリーン・ツーリズムを推進します。
- 佐賀の農業や農村の魅力について情報発信やPRを行います。
- 農村の磨き上げの基礎として、競争力のある農産物づくりとブランド力の強化、担い手の確保、快適で安全・安心な農村環境づくりなどを引き続き推進していきます。

##### 【成果指標】

項目	基準(H25)	中間目標(H30)	目標(H36)
県内の「道の駅(現在8カ所)」等の主要農産物直売所への来場者数	265万人	273万人	290万人
ふるさと先生の派遣回数	102回	100回程度	100回程度

## 【主な具体的取組】

### 農村ビジネスの創出

- 6次産業化・農商工連携等による加工品づくりなど、新たな特産物づくりの取組の推進
- 農産物直売所への体験農園の併設や農家レストラン、観光・体験農園、農家民宿の整備など、農村ビジネスへの取組の推進
- 福岡都市圏の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけなど、農村部への交流人口拡大の取組の推進

### 情報発信

- インターネット等を活用した佐賀の農業・農村の魅力の情報発信の実施
- 消費者や栄養士、食品関連事業者等を対象とした産地交流会の開催
- 小学校等へのふるさと先生の派遣
- 佐賀の農業や農村を応援していただける消費者の方や飲食店、旅館、食品関連産業事業者等の登録等によるファンづくり

### 農村の磨き上げの基礎

- 県産農産物のブランド力の強化と販路の拡大の推進
- 消費者や実需者から選ばれる高品質な農産物づくりや低コスト化の推進
- 飛躍的な収量・品質の向上や低コスト化の推進
- 雇用型経営体や規模拡大を目指す農家の育成
- 幅広い就農ルートからの新規就農者の確保
- 集落営農組織の経営発展・法人化等の推進
- 担い手への農地の集積・集約の推進
- 農業用水の確保や農地整備の推進
- 農業水利施設等の維持保全の推進



佐賀市大和町：「道の駅」大和 そよかぜ館

#### ※食農学習

農業の大切さや大変さ、魅力などを体験・学習する機会を提供することにより、農業の役割や食料の大切さを伝える取組。

#### ※地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組。

#### ※都市農村交流

都市住民が農業体験や交流イベント等を通して農村で楽しみ交流する取組。

#### ※グリーン・ツーリズム

本来、農村地域における滞在型の余暇活動を指すが、近年、産直等農産物の販売から、ふるさと祭り等のイベント、市民農園、農業・農村体験まで、広く都市農村交流一般を指すことが多い。

## (2) 快適で安全・安心な農村づくり

### 【現状】

- 農村地域の過疎化や高齢化、混住化により集落機能が低下し、また、農地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担が増加しています。
- 農村地域の用排水路等の農業用施設は老朽化が進行しているほか、集落内の道路や水路等の未整備地域が残っています。
- 台風や豪雨、高潮等の自然災害により、県民生活に被害を及ぼすことが懸念されています。

### 【課題】

- 地域資源を地域ぐるみで維持保全していくための取組を推進していく必要があります。
- 農村地域で人々が快適に暮らせるよう、生活環境基盤の整備が必要です。
- 災害を未然に防止し、県民が安全に安心して暮らせる農村づくりを推進する必要があります。

### 【展開方向】

- 農村の生活環境基盤の整備と維持保全を着実に推進します。
- 県土の保全や各種防災対策を着実に推進します。

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
多面的機能支払制度の取組の継続	35,411ha	35,400ha	35,400ha
集落内道路の整備延長	193km	199km	204km
集落内水路の整備延長	185km	194km	198km
県内の汚水処理人口普及率（集落排水、公共下水道、合併浄化槽）	78.8% (H25)	86.3%	H28年3月に 設定（※）
老朽化したため池の整備率（整備箇所数）	75.8% (831箇所)	77.6% (851箇所)	80.9% (887箇所)
海岸堤防の整備率（農地海岸）	80%	88.1%	92.6%

※県内の汚水処理人口普及率の目標は、佐賀県生活排水処理施設整備構想の改定に合わせて設定する。

**【主な具体的取組】**

**農村の生活環境基盤の整備と維持保全**

- 多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみの農地や水路、農道等の農業用施設の維持保全活動や、長寿命化に向けた取組に対する支援の実施
- 農村地域の生活利便性向上を図るため、集落内道路や集落内水路の整備の実施
- 地域の実情に応じた農業集落排水事業や合併浄化槽による生活排水処理施設の整備の促進
- 生活排水処理施設が適切に維持されるよう長寿命化計画の策定の推進

**県土の保全や各種防災対策**

- 老朽化したため池等については、緊急性の高いものから取り組むなど計画的な整備の推進
- 地すべりが発生している地区やその危険が予測される地区については、被害を未然に防止する対策の実施
- 海岸堤防については、高潮被害が発生する危険性が高い箇所や、計画堤防高までの整備が遅れている箇所から取り組むなど重点的な整備の推進



地域ぐるみの取組による農業用排水路の泥上げ



水の流れが良くなった集落内水路



補強された海岸堤防



整備されたため池

### (3) 中山間地域農業対策の推進

#### 【現状】

- 県内の中山間地域では、その条件を活かして、ハウスみかんやなしなどの果樹や、ほうれんそうや夏秋なすなどの野菜、トルコギキョウやシクラメンなどの花き、嬉野や七山等の茶、畜産など多彩な農産物が生産されています。
- 一方で、平坦地域と比べて担い手の高齢化や減少が進んでおり、今後、農業生産の維持が難しくなる地域が出てくるのが危惧されます。
- 県内の中山間地域にある農産物直売所や農家レストランなどには、福岡都市圏等から多数の消費者の方が訪れている地域も多数あります。

#### 【課題】

- 中山間地域における農業所得の確保に向けて、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 高齢化等が特に進んでいる地域では、農業生産の維持を図っていく必要があります。
- 中山間地域の農村の魅力を磨き上げるとともに、交流人口を増やしていく必要があります。

#### 【展開方向】

- 中山間地域の条件を生かしながら、特色のある米づくりや、高品質な果樹や野菜等の生産拡大、新たな特産物づくり、販路拡大に取り組めます。
- 中山間地域の農業生産を維持する仕組みづくりを推進します。
- 中山間地域で所得確保を図るため、マーケットインの視点による新たな商品づくりや、農村ビジネスの創出、グリーン・ツーリズムを推進します。

#### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
中山間地域等直接支払制度 <sup>(※)</sup> の取組面積	8,305ha	8,300ha維持	8,300ha維持

※中山間地域等直接支払制度

中山間地域の農地は、洪水の防止や水源のかん養等様々な機能を有しているが、農業生産条件が悪く耕作放棄地が増加。そこで、農業生産を維持するため、集落で締結した協定書に基づき農地や農道の管理等を継続した場合、集落に交付金が支払われる制度。



小城市小城町：江里山の棚田

## 【主な具体的取組】

### 中山間地域における農業生産の強化

- 棚田米など地域の特徴を生かしたこだわりや物語のある米づくりの推進
- 根域制限栽培システムの導入によるブランドみかんなど高品質な果実づくりの推進
- 夏季冷涼な気候を生かした雨よけ栽培などによる野菜づくりの推進
- 施設栽培のトルコギキョウやシクラメン等の特色ある多彩な花づくりの推進
- かぶせ茶など消費者ニーズの高いお茶づくりの推進
- 高品質な畜産物の生産の推進
- 高齢者・女性等でも取り組みやすい品目や、小面積でも農産物直売所等で販売可能な品目など、中山間地域にあった新規品目の導入の推進

### 中山間地域の農業生産の維持

- 中山間地域等直接支払制度等への取組促進
- 機械利用組合や農作業受託組織の設立支援

### 中山間地域の特色を活かした農村ビジネスの創出

- 6次産業化・農商工連携等による加工品づくりなど、新たな特産物づくりの取組の推進
- 農産物直売所への体験農園の併設や、農家レストランや観光・体験農園、農家民宿の整備など、農村ビジネスへの取組の推進
- 福岡都市圏の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけなど、農村部への交流人口拡大の取組の推進



中山間地域等直接支払制度で行われている集落の共同取組活動(水路清掃)



## (4) 有害鳥獣被害対策の推進

### 【現状】

- イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害は、依然として中山間地域等の農業生産に影響を及ぼしています。
- イノシシについては、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵<sup>(※)</sup>等）の整備促進や捕獲対策の実施等により、県全体では農作物被害金額は減少傾向にありますが、地域によっては増加している所もあります。
- 近年では、カラスやサル、中型哺乳類（アライグマ、タヌキ、アナグマなど）の対策が難しい鳥獣の被害が継続しています。

### 【課題】

- 農作物被害を減らすためには、有害鳥獣の種類や生息状況等に応じて、各地域で「棲み分け対策」と「侵入防止対策」、「捕獲対策」を適切に組み合わせて実施する必要があります。

### 【展開方向】

- 集落や生産部会など、地域がまとまった被害防止対策の実施を推進します。

### 【成果指標】

項目	基準(H25)	中間目標(H30)	目標(H36)
有害鳥獣による農作物被害額	2億円	1.5億円	1億円

※ワイヤーメッシュ柵

線径5mm程度の縦線と横線を格子状に配列させ、交わった箇所を溶接し、縦幅(高さ)1.2m程度、横幅2m程度に製造したもの。これらを水田や畑などの外周に隙間なく配置し柵を作ることにより、イノシシが水田や畑などに侵入するのを防護する。



電気柵と箱わなの設置



ワイヤーメッシュの設置

## 【主な具体的取組】

### 有害鳥獣対策の推進

#### <共通>

- 県段階や地区段階において関係機関・団体が連携した支援の実施
- 各地域で有害鳥獣対策を推進する「鳥獣被害対策指導員」の育成
- 市町やJA、関係課等と連携した集落や生産部会への働きかけ
- 集落周辺のエサ場の除去や、集落周辺の耕作放棄地の解消等の「棲み分け対策」の推進
- 福岡県や長崎県等と連携した被害対策研修会等の開催

#### <イノシシ>

##### 侵入防止対策

- 集落や生産部会など地域がまとまったワイヤーメッシュ柵等の整備の推進
- 設置後の適正な管理の推進

##### 捕獲対策

- 集落周辺など捕獲効果が高い地域を中心とした捕獲の推進
- 集落内等からの捕獲者の育成と補助者制度を活用した捕獲体制づくりの推進

#### <カラス>

##### 侵入防止対策

- 被害の大きい果樹園等に対する防鳥ネットやテグスなどの設置の推進

##### 捕獲対策

- 山間部や田畑等での銃器による捕獲の推進
- 市街地等での大型箱ワナによる捕獲の推進

#### <サル>

##### 追い払い対策

- 群れの位置情報の把握と農家等への伝達による、効率的追い払いの実施

##### 捕獲対策

- ICT<sup>(\*)</sup>を使った大型箱ワナなどによる捕獲の推進

#### <アライグマ対策などの中型哺乳類>

##### 侵入防止対策

- 電気牧柵の整備の推進

##### 捕獲対策

- 小型箱ワナを使った農家自らの捕獲の推進

※ICT

情報・通信に関する技術の総称、この場合は、大型箱ワナの入り口にセンサーを付け、設定した頭数のサルが入ったことをカウントした時点で入り口が閉じてサルを捕獲する技術。捕獲と同時に携帯電話等にメールで連絡が来る仕様もある。

# 第5章 イノベーションを巻き起こす佐賀農業の新たな展開

第4章に掲げるベースとなる取組を進めながら、将来を見据え、今から特に力を注いでいくべき取組を明確にして進めていくことも重要なことから、以下の5項目を重点項目と位置づけ、取組の強化を図り、佐賀農業に新たな風を巻き起こす。

## “農の夢”応援プロジェクト

～将来の佐賀農業を牽引する担い手の育成～



## 園芸農業における革新的技術等の開発・普及

～佐賀の園芸農業の持続的な発展～



## 「佐賀牛」の産地基盤の強化と輸出の促進

～「佐賀牛」産地の持続的な発展～



## 日本一の“水田フル活用”の推進

～全国トップレベルの生産性の高い水田農業の展開～



## “さが農村の磨き上げ” 農村ビジネスの創出

～中山間地域等の農家所得の確保と農村の活性化～



第1章 計画の策定にあたって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

1 県産産物の販路の拡大

2 マーケットインによる競争力のある農産物づくり

3 次世代の担い手の確保・育成

4 農業生産を支える生産基盤づくり

5 さが農村の魅力アップ

第5章 イノベーションを巻き起こす農業の新たな展開

第6章 地域特性を活かした地域農業の展開方向

参考指標等

参考資料

# “農の夢”応援プロジェクト

## 【展開方向】

更なる経営発展を目指す農業経営者や、佐賀で先進的な農業経営を実践したいと考える就農希望者の夢を実現できるような新たなシステムを創設し、将来の佐賀農業を牽引する担い手の育成を図ります。

## 【主な具体的取組】

### 全国的に著名な講師を迎えた研修による、農業者のスキルアップの推進

意欲的な農業経営者

目的別研修及び個別指導

スキルアップ、経営発展

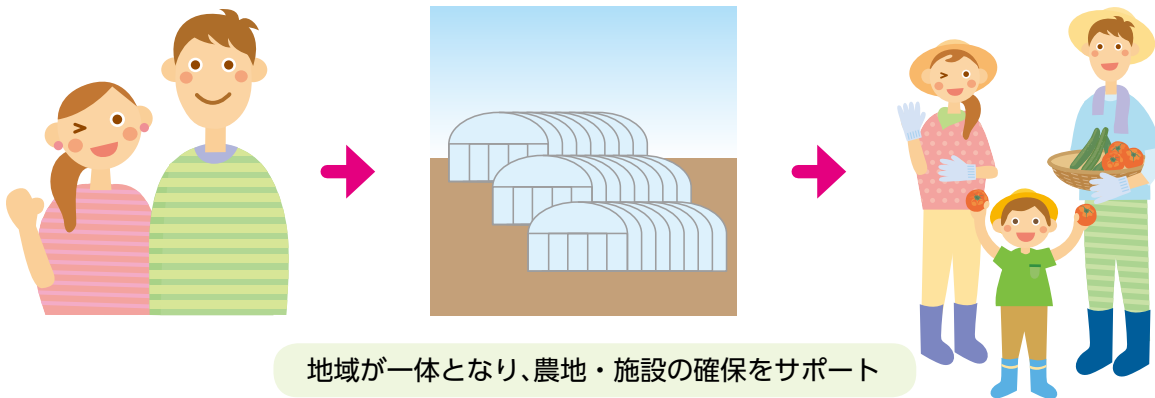


### 地域が主体となったトレーニングファームのモデル整備の支援

就農希望者(全国から募集)

栽培+経営ノウハウを習得

雇用型経営体を目指して独立



## 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
“農の夢”応援プロジェクトのスキルアップ研修修了者数	—	20人	20人
モデル的なトレーニングファームを整備する地区(累計)	—	3地区	3地区
新たに育成する雇用型経営体	—	3経営体	3経営体

## 園芸農業における革新的技術等の開発・普及

### 【展開方向】

飛躍的な収量や品質の向上が可能となり、収益の大幅な増加が見込める施設園芸の統合環境制御技術や、ブランド率の大幅な向上が可能となる果樹の根域制限栽培技術などの革新的な技術の開発・普及などに取り組み、佐賀の園芸農業が魅力的なものとなるよう持続的な発展を目指します。

### 【主な具体的取組】

#### 施設園芸の統合環境制御システム等の開発・普及

- 佐賀県の気候等に適合するいちごの統合環境制御システムの開発・普及
- きゅうり、ハウスみかんなど現地ほ場での統合環境制御技術の実証・普及

#### 果樹根域制限栽培システムの低廉化やシステムの普及

- 果樹根域制限栽培システムの低廉化技術の開発
- 露地みかん、なし、ぶどうなど現地ほ場での果樹根域制限栽培システムの実証・普及

#### 省エネ・省力化技術の普及

- 事業等を活用した省エネ・省力化機械・装置の導入・普及
- 果樹の優良品種への改植や改植に伴う園地基盤整備、流動化による園地集積



いちごの統合環境制御システム開発ハウス



露地みかんの根域制限栽培の様子

### 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
いちごの10アール当たり収量	3,955kg	4,500kg	5,000kg
高品質みかん「さが美人」等の生産割合	23.0%	33.0%	37.0%

# 「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の促進

## 【展開方向】

肥育素牛の県内自給率の向上や、美味しさは維持しつつ肥育期間を短縮する新技術の確立・普及による一層の低コスト化、さらには新たな海外市場への輸出促進などに取り組み、将来に亘り、銘柄「佐賀牛」の産地として持続的な発展を目指します。

## 【主な具体的取組】

### 肥育素牛の自給率向上 肥育牛の生産コスト低減

繁殖農家の規模拡大や肥育農家の一貫経営への取組の推進



キャトルステーションやブリーディングステーションの整備推進



「佐賀牛」の短期生産技術の確立・普及

### 輸出促進の機運醸成 輸出環境の整備

海外での販路開拓・拡大



輸出対応型の食肉処理施設の整備



## 【成果指標】

項目	基準(H26)	中間目標(H30)	目標(H36)
肥育素牛の県内自給率	23.9%	26.0%	30.0%
牛肉の出荷頭数に占める輸出頭数の割合	4.5%	7.0%	10.0%

# 日本一の“水田フル活用”の推進

## 【展開方向】

需要に即した農作物づくりやそれを支える人づくり、さらには生産基盤づくりや新技術等の導入を組み合わせた取組を一層進め、行政による米の生産数量目標の配分の有無にかかわらず、日本一の水田利用を維持しながら、生産性の高い佐賀の水田農業を展開していきます。

## 【主な具体的取組】

### 地域の特徴を活かした多彩な作物の生産拡大

- 水田フル活用ビジョンの作成・推進
- 露地野菜などの新たな作物の生産拡大
- 酒米、飼料用米等の需要に応じた生産拡大



### 水田農業を担う農業経営体の育成

- 集落営農組織の経営発展や法人化等の推進 (H28.11追加)
- 大規模農家等への農地の集積・集約
- 中山間地域における担い手の確保や農地の集積



## 全国トップレベルの生産性の高い水田農業の展開

### 生産基盤の再編・整備

- 共同乾燥調製施設の再編整備の推進
- 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約や耕作放棄地の再生利用の推進



### 低コスト生産に向けた新技術等の導入

- 革新的技術の導入
  - 水稻の直播栽培・短期苗育苗
  - 大豆の不耕起播種栽培
  - 麦の一工程播種 など
- 営農用機械の共同利用



## 【成果指標】

項目	基準 (H26)	中間目標 (H30)	目標 (H36)
水田の耕地利用率の全国順位	1位 (H25)	1位	1位
担い手への農地集積の割合	69.1%	73.8%	80.0%
米の生産費の府県順位 (昇順)	5位	3位	1位
法人組織に移行する集落営農組織数 (H28.11追加)	62組織 (H27)	244組織	492組織

# “さが農村の磨き上げ” 農村ビジネスの創出

## 【展開方向】

地域にある農産物や景観等の資源を活かした農村ビジネスを創出し、農村の魅力を磨き上げるとともに、福岡都市圏等の消費者に対し、その魅力の情報発信やPRを強化して農村部への交流人口の拡大を推進することにより、中山間地域等の農家所得の確保と農村の活性化を図ります。

## 【主な具体的取組】

さが農村ビジネス創出戦略づくり

農村ビジネスの創出

### 農村の魅力の磨き上げ

- 観光・体験農園、農家レストラン、農家民宿の整備等の取組の推進
- 体験農園等の併設等の農産物直売所の高機能化の推進
- 農村景観（デザイン）向上や、農産物直売所と農家レストランが連携したスタンプラリー（イベント）の開催など、農村部へ人を引き入れる取組の推進
- 農村の特産物となる新たな加工品づくりなどの取組の推進
- 学校や病院、地元食品加工業者等への食材供給など、地産地消を進める取組の推進



### 農村の魅力のPR・セールス

- 福岡都市圏でのPRイベントの開催や、SNS、アプリ等を活用した情報発信
- 農村ツアーなど、グリーン・ツーリズム商品の開発



## 【成果指標】

項目	基準(H25)	中間目標(H30)	目標(H36)
県内の「道の駅（現在8カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数	265万人	273万人	290万人



## 1 佐賀中部地域 (佐賀市、多久市、小城市)

### 【地域の特性と課題】

- 平坦地域では、水田の基盤整備が進んでおり、効率の高い米・麦・大豆や野菜、花き、畜産等との複合経営も定着してはいますが、水田農業を担う集落営農組織や大規模経営農家の育成や、露地野菜、施設野菜、花き経営の規模拡大や経営の高度化の推進を図ることが必要となっています。
- 山麓地域では、水田と畑、樹園地が混在し、米・麦・大豆を主体に、いちご、こねぎ、夏秋なす、みかん、ぶどう、花きなどの園芸や酪農、肥育牛、養豚等との複合経営も定着してはいますが、園芸作物の省力化・高品質化や、有害鳥獣被害防止対策の推進を図ることが必要となっています。
- 北部山間地域では、狭小で未整備な農地が多く、夏季冷涼な気象条件を活かした、「コシヒカリ」などの早期米や、レタス、ほうれんそう、パセリ、などの高冷地野菜や花き栽培に取り組まれています。また、直売所や収穫体験などを中心に福岡都市圏との交流も盛んです。高冷地ならではの品目の生産拡大や有害鳥獣被害防止対策、都市農村交流推進などの取組が必要となっています。

### 【推進項目】

#### <地域を超えて推進する項目>

- 将来の農業農村を支える担い手の確保・育成の推進
- 集落営農組織の法人化等経営発展の推進
- 高品質で安全・安心な農産物づくりの推進
- 農産物加工等による農産物の高付加価値化の推進
- 収益性の高い畜産経営体づくりと口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザなどの防疫対策の推進
- 有害鳥獣被害防止対策の推進

#### <平坦地域>

- 生産性の高い米・麦・大豆づくりの推進
- 高収益で競争力の高い野菜産地づくりの推進
- 水田の基盤整備と機能の保全

#### <山麓地域>

- 露地温州みかんを主体とした高品質みかん産地の育成
- ぶどう、なし、かき、うめ等落葉果樹産地の強化
- 多様な花き産地の拡大
- 多様な農業生産に対応できる農業生産基盤の整備



集落営農法人化リーダー研修会



温州みかんのマルチ栽培



【佐賀北部地域おこしフェスティバル】

### <北部山間地域>

- 夏季冷涼な気象条件を活かした野菜・花き産地の拡大
- 特色ある米づくりの推進
- 立地条件を活かした都市農村交流活動の推進
- 有害鳥獣被害防止対策などによる耕作放棄地拡大防止

### 【地域の重点プロジェクト】

#### 1 集落営農組織の経営強化

- モデル集落の法人化の推進と更なる経営発展
- 集落営農組織の経営発展・法人化の推進

#### 2 ほ場整備を契機とした新たな水田農業生産体制の確立

- ほ場整備後の効率的な営農体制の検討・推進
- 多様な販路に応じた野菜等の栽培面積の拡大

#### 3 施設野菜栽培の統合環境制御技術を導入した高度化と脱石油・省石油型施設園芸の推進

- 統合環境制御等の導入による収量・品質の向上
- 脱石油・省石油機械装置の導入による低コスト化の推進



ほ場整備の様子



ハウス環境測定装置

## 2 東部地域 (鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町)

### 【地域の特性と課題】

- 平坦地域では、米・麦・大豆の土地利用型農業を主体とし、アスパラガスやいちごなどの園芸や畜産を組み合わせた複合経営が営まれています。今後、露地野菜等の収益性の高い品目の作付面積の拡大が必要です。
- 中山間地域では、気象条件を活かした野菜、果樹、茶等が生産されています。更に、多彩で魅力あふれる園芸産地の育成が必要です。

### 【推進項目】

#### <平坦地域>

- 生産性の高い米・麦・大豆づくりの推進
- 高収益で競争力の高い野菜産地づくりの推進
- 収益性が高い畜産経営の推進
- 水田の生産性向上のための基盤整備と機能保全



機械を利用したたまねぎの収穫

#### <中山間地域>

- 多様な担い手による特色ある米づくりの推進
- 夏季冷涼な気象条件を活かした園芸産地の拡大
- 温州みかんのマルチ栽培や茶の被覆栽培等による永年作物の高品質化の推進
- 耕作放棄地の解消・新たな発生防止や有害鳥獣被害防止対策の強化による農業生産力の維持
- 多様な農業生産に対応できる農業生産基盤の整備

#### <全域>

- 集落営農組織・認定農業者・認定新規就農者等担い手の育成
- 安全・安心な農畜産物の生産
- 農村地域の特徴を活かした商品づくりの推進
- 都市農村交流活動などによる地域活性化の推進



エコファーマーのみなさん



ハウス周辺の獣害防止対策

## 【地域の重点プロジェクト】

### 1 生産性の高い米・麦・大豆づくりの推進

- 水稻の直播栽培等低コスト・省力栽培の推進
- 消費者・実需者に選ばれる良食味米等の生産推進
- 農地中間管理機構を活用した農地集積・規模拡大の推進
- 地域の畜産経営体と連携した飼料用米等の生産拡大
- 農業用排水路（クリーク）の機能復旧
- 農業水利施設の長寿命化対策の推進



佐賀県一の面積を誇る  
「ミナミノカオリ」

### 2 高収益で競争力の高い園芸産地づくりの推進

- 経営目標に応じたアスパラガス等産地の再構築
- キャベツやたまねぎ等の契約栽培の作付拡大
- ミニキャロット等の新規・軽量野菜の導入
- パッケージの多様化等実需者ニーズにマッチした商品づくりによる販路拡大



アスパラガスの春芽と  
ミニキャロット

### 3 集落営農組織・新規就農者等多様な地域担い手の育成

- 次代を担う新規就農者・青年農業者等の育成
- 集落営農組織の経営安定と法人化の支援
- パートナーシップの醸成や女性経営者の育成支援
- 6次産業化・農商工連携による農畜産物の新たな商品づくりの支援



集落営農の法人化に向けた研修会

### 3 唐津・東松浦地域 (唐津市、玄海町)

#### 【地域の特性と課題】

- 山間・山麓・平坦地域は、松浦川流域の平坦から天山・脊振山系の山麓・山間まで地形が複雑で変化に富み、水田は狭小で水稻単作が多い一方、いちごやこねぎ、ハウスみかんや花きなどの施設園芸が盛んという特徴があり、産地の発展や作柄安定に向けた技術改善と経営診断による農家経営の安定に向けた取組が必要です。
- 上場地域は、台地状の地形を有し、国営事業等により農地と農業水利施設が整備され、県内唯一の畑作地帯で、いちごやハウスみかん等の施設園芸、たまねぎ、肉用牛など多彩な産地を形成しているという特徴があり、整備された土地条件を活かした農畜産物の生産の推進が必要です。

#### 【推進項目】

##### <全域共通>

- 新規就農者の確保（育成システムの導入支援）と経営力のある担い手の育成
- ハウスみかん、いちご、たまねぎや葉たばこ等の一層の高品質化
- 施設園芸の省エネルギー生産技術の普及と施設整備の推進
- かんきつや茶の園地若返りや品種構成是正のための改植推進
- 肥育素牛の安定供給と肥育牛生産の低コスト化
- 有害鳥獣被害防止対策の実施による農業生産力の強化
- 地域資源を活用した農産物および加工品による地域の活性化
- 積極的な産地情報発信による販促活動の強化



高品質米生産の現地指導の様子

##### <山間・山麓・平坦>

- 「逢地さがびより」など地域ブランド米の面積拡大と生産性向上
- 次世代を担う集落営農組織づくりと育成
- 高収益で競争力の高い野菜産地づくりの推進
- 地域の特徴を活かした多彩な花き産地の強化
- 多様な自然環境と都市近郊の立地条件を活かしたグリーン・ツーリズムの促進



冬どりたまねぎ栽培の様子

##### <上場台地>

- 特色ある米づくりによる「上場コシヒカリ」の商品性向上
- 冬どりたまねぎなど新品目や新品種の導入推進
- 実需者のニーズに対応した加工・業務用野菜生産の推進
- 集落営農組織や作業受託組織の育成による農地保全の推進
- 上場営農確立のための永続的な農業水利施設の維持管理



大型捕獲器設置の様子

## 【地域の重点プロジェクト】

### 1 収益性の高い施設園芸産地づくりの推進

- いちごパッケージセンターを活用した省力化と産地規模の維持・拡大
- 環境制御技術を活用した施設園芸の生産性向上
- ハウス等の長寿命化や省力機械・装置等の導入推進
- ヒートポンプ等を利用した省エネ・低コスト生産技術の普及
- ハウスみかんの夏期高温抑制による生産性向上



ハウス環境測定装置



いちごパッケージセンター

### 2 肥育素牛生産基盤の強化

- キャトルステーションを核とした肥育素牛の安定供給システムの確立
- 「肥育素牛育成基本プログラム」の普及
- 耕畜連携による飼料自給率の向上
- 畜舎環境の改善と家畜防疫体制の強化



キャトルステーション

### 3 地域資源を活かしたアグリビジネスの展開

- 新たな農産加工品づくりに対する支援
- 観光部門との連携による販路開拓
- 農家民宿等グリーン・ツーリズムの推進に対する支援
- 他産業とコラボした地域特産物の付加価値の向上



地域資源を生かした農産加工品



「唐津ご当地スイーツ選手権」

## 4 伊万里・西松浦地域 (伊万里市、有田町)

### 【地域の特性と課題】

- 伊万里・西松浦地域は、国見山麓等に展開する中山間地域で、耕地面積のうち水田面積が占める割合は県平均を下回っており、水稻と畜産・果樹・野菜等を組合せた複合経営が主体です。
- 農業生産は、畜産、果樹、野菜の生産割合が全体の約8割を占めており、その中でも肉用牛、ブロイラー、なし、きゅうり、うめ、きんかんの佐賀県を代表する銘柄産地を形成しています。
- 課題としては、多彩な果樹産地としての体質強化や肉用牛生産の基盤となる肥育素牛の生産拡大です。
- また、中山間地域の特徴を活かした付加価値の高い農産物づくりや、棚田等の景観を活かした都市農村交流の推進も必要です。

### 【推進項目】

- 経営感覚に優れた意欲ある担い手の育成
- 地域をリードする女性農業者の育成
- 地域の新たな担い手となる新規就農者の確保
- 地域資源を有効利用する集落営農組織や農作業受託組織の育成
- 所得向上につながる6次産業化の推進
- 中山間地域の自然条件を活かした特色あるブランド米の推進
- 施設野菜の環境制御技術の向上による高位生産
- 施設野菜の雇用型経営体の育成
- 加工・業務用野菜の栽培体系の確立と流通チャネルの確保
- 人と環境にやさしい農業による高品質・低コスト栽培の推進
- 果樹の担い手確保のための樹園地流動化の推進
- 多彩な果樹の生産に対応できる集出荷体制の推進
- 地域内肉用牛一貫生産体制の構築
- 地域内自給飼料の増産や飼料用米の推進による耕畜連携の確立
- 多様な農業生産に資する生産基盤の整備・維持管理



中山間地域でのブランド米生産



環境制御技術を導入した野菜栽培ハウス

## 【地域の重点プロジェクト】

### 1 地域内肉用牛一貫生産体制の構築

- 経営内一貫飼養の推進（肥育農家による素牛生産）
- 繁殖牛農家と肥育牛農家のマッチングによる繁殖牛管理委託方式の推進
- 繁殖母牛の飼養管理技術向上による一年一産の推進



肥育素牛

### 2 果樹産地の維持・発展のための樹園地流動化の推進

- 担い手情報の解析による果樹産地未来ビジョンの作成
- 樹園地流動化促進のための樹園地地図の作成
- 樹園地流動化マッチングの推進と担い手の確保



なしの根域制限栽培

### 3 野菜の収益力向上と面積拡大

- 施設野菜の環境制御技術の向上による高位生産安定
- 施設野菜の雇用型経営体の育成
- 出荷規格の簡素化や機械化による業務用野菜の省力・低コスト生産
- 集落営農組織での高収益露地野菜の導入

### 4 米契約栽培を核とした中山間水田地帯の活性化

- 都市住民とのイベントを中心とした交流促進とファンづくり
- 特色ある米の生産と都市住民による年間購入システムの構築
- 年間購入契約者への遊休農地の無償貸出と農作業道具の貸し出し支援
- 直売所、農家民宿、焼物産業、近隣レジャー施設、温泉施設等との連携
- 米づくり等の生産の組織化を行うための営農組合や農作業受託組織の育成



## 5 杵藤地域 (武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町)

### 【地域の特性と課題】

- 平坦地域は、基盤整備が進んだ水田を活用し、農業機械の共同利用やほ場の団地化により米・麦・大豆などの低コスト生産が行われ、園芸部門では、たまねぎなどを中心に高性能機械を活用した露地野菜の大規模化や、施設園芸においては革新技術の導入による生産性の向上が図られています。また、畜産部門では、耕種部門との連携による自給飼料の生産拡大が図られています。一方、農業従事者の高齢化や担い手不足による生産量の減少が懸念されることから、担い手への農地集積を図るための集落営農組織の法人化や、効率的な生産体制を構築していくことが課題となっています。
- 多良岳山系や杵島山麓は、山麓丘陵地帯と内陸部の山間山麓地帯からなり、日当たりの良さや優れた排水性など、傾斜地の特性を活かした露地みかんや茶などの園芸作物の生産や、繁殖牛をはじめ、肥育牛や乳用牛の飼育、企業的な養豚、養鶏も多い地域です。一方で、担い手の高齢化や価格低迷などにより、栽培面積の減少が続き、収益性の確保と担い手の確保・育成が課題となっています。

### 【推進項目】

#### <平坦地域>

- 集落営農組織の法人化の推進と農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積
- 地域農業の核となる多様な担い手の育成
- 実需者ニーズに基づいた生産性の高い米・麦・大豆づくりの推進
- 水田フル活用のための機械化体系を活用した露地野菜産地の拡大
- 施設園芸への統合環境制御等の革新技術導入による高収益経営の普及
- 多様な和牛の肥育産地としての安定生産と経営強化
- 農業生産を支える生産基盤の整備と維持管理
- 農地・農業用施設を適切に維持保全する共同活動の推進

#### <中山間地域>

- 高品質なかんきつ類を中心とした活力ある果樹産地の確立
- 高品質で安全・安心な「うれしの茶」づくりと効率的で低コストな生産体制の強化
- 冷涼な地形を活かした繁殖牛の安定生産と経営の強化
- 有害鳥獣被害防止対策の実施（イノシシ・中型哺乳動物）
- 中山間地域等直接支払制度の取組促進による耕作放棄地の発生抑制



温州みかんの隔年交  
互結実栽培モデル園



集落営農  
リーダー研修会

## 【地域の重点プロジェクト】

### 1 意欲ある担い手の育成

- 担い手としての集落営農組織の育成
- 経営感覚・技術に優れた意欲ある青年農業者の育成



若手農業者に対する研修会

### 2 消費者から選ばれる商品づくりとブランド力の向上

- 水稻品種の団地化による適期管理の推進と後作たまねぎ体系の生産安定
- 施設野菜の高位生産技術の確立・普及
- 肉用牛の生産性向上と経営の安定化



水稻後作たまねぎ栽培

### 3 多良岳山系における中山間地域農業の活性化

- 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積（園地および水田）
- 園地改良による生産性の向上や品種更新による高品質化（みかん・茶）
- マルチや根域制限高畝栽培・隔年交互結実栽培によるブランドみかんの生産拡大
- 茶の省力・低コスト技術の導入及び消費者ニーズに応じたお茶づくりによる経営の安定
- 繁殖牛の分娩間隔の短縮による経営の安定
- 集落営農組織の育成による農地の維持



温州みかんの根域制限栽培

# 参考指標等

## 1 農業構造の予測

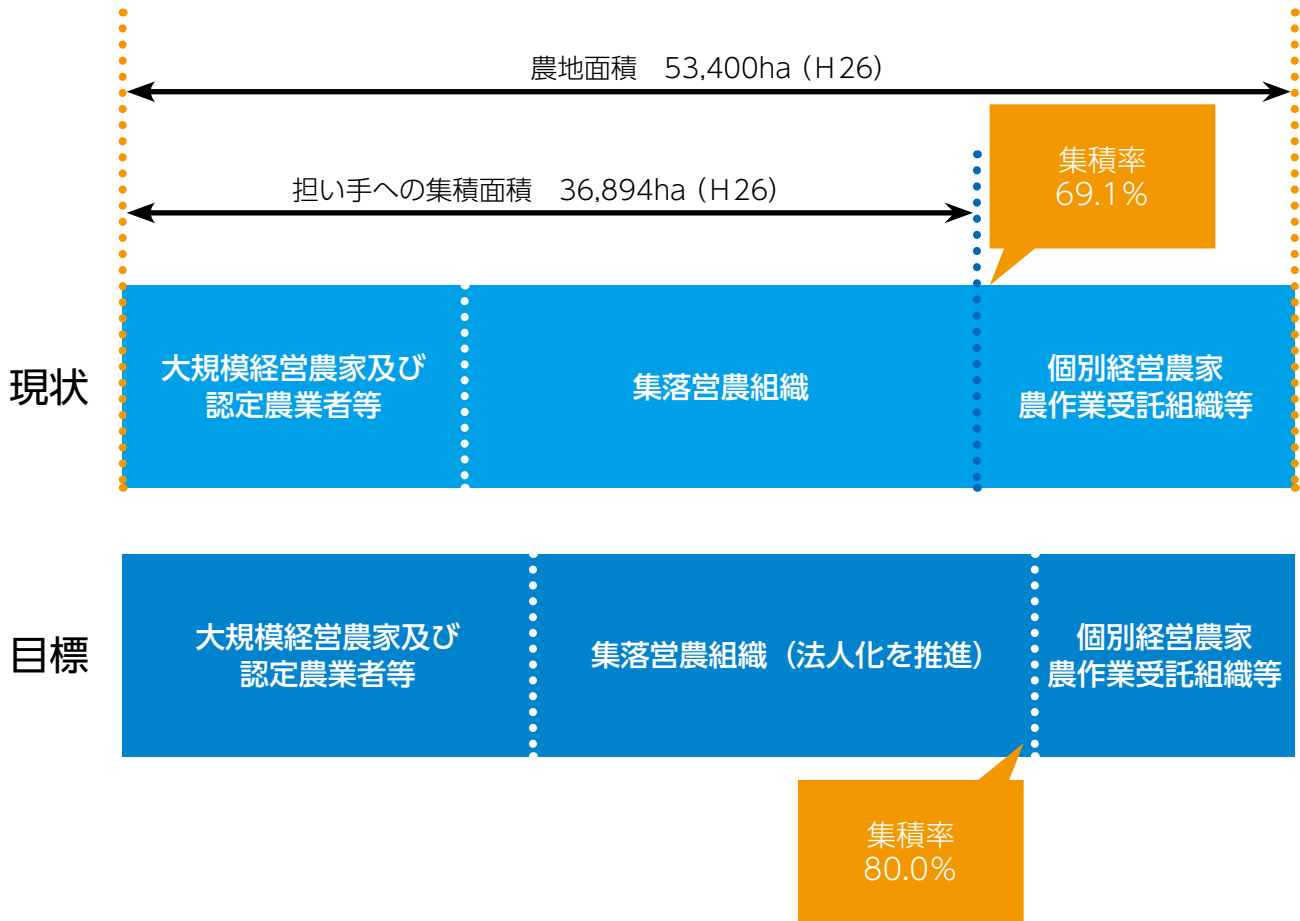
### (1) 農業経営体数

(単位：経営体)

項目	H26	H30	H36
農業経営体数 <sup>(※)</sup>	16,500程度	14,000程度	11,000程度

※集落営農組織に参加していない米麦農業経営体及び園芸・畜産の生産・販売を行う経営体の数。  
これ以外に集落営農組織491組織がある。

### (2) 担い手への農地集積



## 2 農業生産の目標

### (1) 作付面積・飼養頭羽数

(単位：ha、頭、千羽)

区分		基準 (H25)	中間目標 (H30)	目標 (H36)		
園芸	野菜	いちご	230	200	199	
		きゅうり	153	134	121	
		トマト	77	60	67	
		アスパラガス	127	105	96	
		こねぎ	309	245	224	
	果実	たまねぎ	2,890	2,756	2,900	
		露地うんしゅうみかん	2,532	2,054	1,686	
		ハウスみかん	148	135	126	
		なし	311	238	175	
	茶		953	900	850	
	葉たばこ		270	250	160	
	花き類		153	140	110	
	畜産	肉用牛	繁殖	9,540	10,469	11,391
肥育			42,800	40,837	37,792	
乳用牛			2,460	2,093	1,904	
豚			87,800	83,000	83,000	
採卵鶏			529	453	422	
ブロイラー			3,659	3,650	3,650	
農産	主食用米		26,700	23,900	21,800	
	飼料用米		—	400	1,660	
	非主食用米		—	1,300	1,500	
	麦類	小麦		9,910	10,500	10,500
		大麦・裸麦		10,604	10,700	10,700
大豆		7,940	9,500	9,500		

## (2) 生産量

(単位：t、千本、千鉢、頭、千羽)

区分		基準 (H25)	中間目標 (H30)	目標 (H36)	
園芸	野菜	いちご	9,320	9,000	9,350
		きゅうり	11,200	10,720	10,410
		トマト	4,670	4,200	5,490
		アスパラガス	3,090	2,630	2,690
		こねぎ	2,990	2,940	3,140
	果実	たまねぎ	157,800	151,580	159,500
		露地うんしゅうみかん	45,570	39,024	33,722
		ハウスみかん	7,430	6,995	6,930
		なし	5,280	4,696	3,769
		茶	1,510	1,450	1,400
畜産	肉用牛	葉たばこ	561	620	400
		花き類	58,380	53,200	39,000
	繁殖	肉用牛	7,722	8,375	9,113
		肥育	26,993	25,768	24,300
	乳用牛	18,606	16,953	16,569	
	豚	120,366	122,600	122,600	
	採卵鶏	10,332	7,248	6,749	
	ブロイラー	16,137	16,350	16,770	
	農産	主食用米	130,600	124,100	113,300
		飼料用米	—	2,680	11,122
非主食用米		—	2,340	2,860	
麦類		小麦	29,400	42,000	52,500
		大麦・裸麦	26,726	41,195	50,290
大豆	15,900	28,500	28,500		

## (3) 農業産出額

(単位：億円)

項目	基準 (H25)	中間目標 (H30)	目標 (H36)
農業産出額	1,207	1,250程度	1,300程度

### 3 食料自給率

(単位：%)

項目	H24	H30	H36
カロリーベース	95	98	103
生産額ベース	155	158	163

※本県の農業生産の目標値をもとに、国の計算方式を用いて算出した。

## さかの食と農を盛んにする県民条例

平成17年3月24日  
佐賀県条例第52号  
改正 平成17年12月19日条例第74号

さかの食と農を盛んにする県民条例をここに公布する。

### さかの食と農を盛んにする県民条例

農業は、生活に必要不可欠な食料を生産し、私たちの生命を育むとともに、土と水を守ってきた。

農村は、緑豊かな自然環境のもとで、地域の伝統及び文化を継承し、人間性豊かな暮らしを育むとともに、休養や教養の場を提供し、地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた。

私たちのふるさと佐賀は、北に玄界灘、南に有明海という2つの異なる海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地とクリークが縦横に走る肥よくな佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

私たちは、生命と暮らしの根幹である「食と環境」を支える農業及び農村を県民の貴重な財産として、次の世代に引き継いでいかなければならない。

しかしながら、近い将来に、世界の食料需給がひっ迫することが懸念される中で、輸入農産物の増加や食料消費の変化、農業就業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するために、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民1人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県における農業及び農村の振興に関する目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、農業及び農村並びに食に対する県民の理解を深め、農業及び農村の振興を図ることを目的とする。  
(農業及び農村振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 県民に安全で安心な食料が安定的に供給されるとともに、食の重要性について県民の理解が深められること。
- (2) 次世代の農業者を育成しつつ、環境に十分配慮しながら、自立したゆとりある農業経営が将来にわたり持続的に営まれること。
- (3) 農村に住む人が快適に生活できる環境を整えるとともに、県民をはじめ国民へのやすらぎ空間の提供、文化の継承、水源のかん養、景観の保全等、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されること。  
(県の責務)

第3条 県は、農業及び農村の振興に向け、国、市町、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が農業及び農村の振興に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。

3 県は、国に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(平17条例74・一部改正)

(市町の役割)

第4条 市町は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(農業者及び農業関係団体等の役割)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自立的な農業経営の展開及び消費者に信頼される安全・安心な農産物の生産を行うこと等により、農業及び農村の振興に自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 食品関連事業者等は、県産農産物の利用を推進すること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、食生活の重要性を認識し、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深めるとともに、県産農産物の消費及び利用を進めること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(食料消費に関する施策の充実)

- 第7条 県は、県民が安心して食料を消費できるように、食品表示の適正化、栽培方法に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずることにより、食料の安全性の確保及び品質の改善が図られるよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

- 第8条 県は、県民が県産農産物への理解を深めるとともに、良質で安全な県産農産物を適正な価格で消費できるよう、県産農産物の生産及び流通体制の整備を図り、地産地消の推進に努めるものとする。

(競争力のある農産物づくり)

- 第9条 県は、地域の特色を生かした高品質で競争力のある農産物づくりのため、生産性の向上、消費動向に対応した生産の推進等に努めるものとする。

(農業技術の向上)

- 第10条 県は、農業技術の向上を図るため、国、大学、民間等との共同研究、営農現場と連携した試験研究等を行うことにより、県独自の新技術・新品種の開発と普及に努めるものとする。

(農業及び農村の情報化の推進)

- 第11条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、農業者が情報通信技術を積極的に利用できる環境の整備に努めるものとする。

(農産物の付加価値向上のための他業種との連携等)

- 第12条 県は、農産物の付加価値を高める農産物加工等を推進するため、農業と他業種との連携等による地域における農業を核とした新たな産業の創出及び総合産業化（生産から加工、流通、販売までにわたり農業経営を総合的に展開していくことをいう。）が図られるよう努めるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

- 第13条 県は、環境と調和し、持続的に発展する農業を確立するため、減農薬栽培、減化学肥料栽培及び有機栽培による農法等を推進し、農業の自然循環機能の維持増進が図られるよう努めるものとする。

(観光業等に関する団体との連携)

- 第14条 県は、農業及び農村に関する施策を効果的に推進するため、観光業、商工業等に関する団体との連携に努めるものとする。

(農業の担い手の確保等)

- 第15条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得の促進等に努めるものとする。

(地域営農の推進)

- 第16条 県は、地域における営農の維持及び発展を図るため、集落等を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に努めるものとする。

(男女共同参画の促進)

- 第17条 県は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、男女が農業経営及びこれに関連する活動に共同して参画できる環境の整備に努めるものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

- 第18条 県は、地域の農業において、高齢農業者が長年の経験により培ってきた知識及び技術を生かして、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境の整備に努めるものとする。

(生産基盤の整備等)

- 第19条 県は、農地及び農業用水を確保し、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の利用の集積及び農地の効率的な利用の促進に努めるものとする。

(土地改良施設の適正な維持・管理)



第20条 県は、農業生産の安定を図るため、農業用排水施設等土地改良施設の維持・管理が適正に行われ、その機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(クリークの整備等による県土の保全)

第21条 県は、県土を保全し、農業生産の安定を図るため、クリーク、ため池、海岸等の整備及び地盤沈下対策の推進に努めるものとする。

(農村環境の整備等)

第22条 県は、美しく豊かな農村の環境を保全し、農村の住民が農村における生活の豊かさを享受できるように、自然環境等に配慮しながら、生活環境の整備等を推進するとともに、農村の伝統及び文化が継承されるよう努めるものとする。

(中山間地域等の振興)

第23条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的振興を図るため、地域の特性を生かした農産物の生産、販売等を通じた農業その他の産業の振興に努めるとともに、当該地域において、農業及び農村の有する多面的機能が確保され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、生産基盤及び生活環境の整備等に努めるものとする。

(都市と農村の交流の推進)

第24条 県は、農業及び農村の果たす役割に対する理解と関心を深めるため、地域資源等を活用した都市住民との交流の推進、農産物の都市住民への直売等に対する支援、情報の発信等に努めるものとする。

(県民の理解の促進)

第25条 県は、食に対する正しい知識並びに農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解と関心を深めるため、食及び農に関する教育の推進等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 県は、農業及び農村に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第27条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県内農産物の生産目標、農地の有効利用その他農業及び農村の振興に関する主要な目標

(2) 前号の目標の達成のための主要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興のために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、佐賀県農政審議会及び県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業の実施状況等の報告)

第28条 知事は、基本計画に基づく事業の実施状況等を、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第74号)

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

